

令和6年第2回鬼北町議会定例会

令和6年6月14日（金曜日）

○議事日程

令和6年6月14日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 承認第2号 町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第7 承認第3号 町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第8 承認第4号 町長の専決処分（鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第9 承認第5号 町長の専決処分（鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第10 議案第34号 鬼北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第35号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第36号 鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第37号 工事請負契約（鬼北町立認定こども園ゆずっこ改築工事（建築工事））の締結について
- 日程第14 議案第38号 財産の取得について
- 日程第15 議案第39号 町営土地改良事業（かんがい排水・興野々地区）の施行

について

- 日程第 1 6 議案第 4 0 号 令和 6 年度鬼北町一般会計補正予算（第 1 号）について
日程第 1 7 議員の派遣について
日程第 1 8 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
日程第 1 9 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
日程第 2 0 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
日程第 2 1 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
日程第 2 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 承認第 2 号 町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認について
日程第 7 承認第 3 号 町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について
日程第 8 承認第 4 号 町長の専決処分（鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について
日程第 9 承認第 5 号 町長の専決処分（鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）の承認について
日程第 1 0 議案第 3 4 号 鬼北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1 議案第 3 5 号 鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2 議案第 3 6 号 鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3 議案第 3 7 号 工事請負契約（鬼北町立認定こども園ゆずっこ改築工事

(建築工事)) の締結について

- 日程第14 議案第38号 財産の取得について
日程第15 議案第39号 町営土地改良事業（かんがい排水・興野々地区）の施行
について
日程第16 議案第40号 令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）について
日程第17 議員の派遣について
日程第18 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に
ついて
日程第19 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい
て
日程第20 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
日程第21 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい
て
日程第22 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○出席議員（12名）

1番 坂本一仁	2番 兵頭稔
3番 高橋聖子	4番 中山定則
5番 山本博士	6番 赤松俊二
7番 松下純次	8番 芝照雄
9番 福原良夫	10番 松浦司
11番 末廣啓	12番 程内覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 渡辺美枝 書記 都浩明

○説明のため出席した者

町長 兵頭誠亀	副町長 井上建司
企画振興課長 小川秀樹	総務財政課長 水野博光
危機管理課長 東英範	町民生活課長 善家直邦

保健介護課長	谷口美穂	環境保全課長	森	明
農林課長	奥藤幸利	建設課長	佐子	司
水道課長	佐子	日吉支所長	山本万里	
会計管理者	山本雄大	水道課主幹	二宮洋之	
教育長	行定洋嗣	教育課長	佐々木健次	
農業委員会会長	谷口雄記	農業委員会事務局長	奥藤幸利	
代表監査委員	田中清志			

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和6年第2回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和6年第2回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

まずは、議員各位が、鬼北町の重要な課題であります予土線存続について意識の高揚を図るため、今議会において啓発ポロシャツを着用していただいております。

町民の方々への啓発活動という点からも大変ありがたく、心から感謝申し上げます。

さて、御案内のとおり、5月に開催いたしました、各地区の区長・組長会では、議長、副議長をはじめ、議員の皆様にも御参加いただき、誠にありがとうございました。

区長・組長さんから各地域を取り巻く状況や問題点などを伺い、貴重な意見交換の場とすることができました。

特に、交通弱者対策、コロナ対策等厳しい御意見をいただいた場面もございました。いただきました御意見・御提案につきましては、今後の町政運営により真摯に取り組み、賛同いただける部分については、即時積極的に反映してまいりたいと考えているところであります。

また、今年度の区長・組長会においては、能登半島地震の被災地支援に派遣しておりました職員から活動報告を行いました。

被災地の避難所支援業務での体験を情報共有することは、町民の皆さんにとっても有意義なものであると確信しております。南予地方においても、4月に地震が発生し、各地で様々な被害が確認されました。

鬼北町でも震度5弱が観測され、一部で漏水や落石などの被害はありましたが、幸

い大きな被害には至りませんでした。

しかしながら、南海トラフ地震の規模はさらに大きなものと言われております。今後も気を緩めることなく防災・減災対策に取り組んでいく決意を強くしたところであります。

本日の定例会には、専決処分に伴う条例の一部改正4件、条例の一部改正3件、工事請負契約の締結1件、財産の取得1件、町営土地改良事業の施行1件、一般会計補正予算1件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和6年第2回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、6番、赤松俊二議員、7番、松下純次議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定により、町長から、令和5年度鬼北町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和5年度鬼北町水道事業会計建設改良繰越計算書、令和5年度鬼北町水道事業会計事故繰越繰越計算書及び令和5年度鬼北町病院事業会計予算繰越計算書の提出がありましたので、お手元に配付をして

おります。

次に、地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、令和5年度実施の認定こども園さくら施設整備事業、史跡等保存整備事業及び書庫整備事業に係る随時監査、並びに環境保全課、日吉支所、企画振興課、農業委員会、農林課及び建設課の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和6年2月分、3月分、4月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町長から鬼北土地開発公社の経営状況を説明する資料として、令和5年度決算に関する書類を配付しております。

なお、この決算書は、理事会において承認済みのものです。

また、株式会社森の三角ぼうし、株式会社日吉農林公社、株式会社日吉夢産地、それぞれの経営状況を説明する資料として、令和5年度決算に関する書類及び令和6年度事業の計画に関する書類が提出されましたので配付をしております。

なお、この決算及び事業の計画等は、通常総会において承認済みのものです。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告をします。

別紙、議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通しを願います。

ここで、5月21日に東京都で開催されました、令和6年度町村議会議長・副議長研修会について末廣啓副議長から研修報告を受けます。

○副議長（末廣 啓君）

それでは、研修会報告を行います。

去る5月21日、火曜日、令和6年度全国町村議会議長・副議長研修会が行われ、程内議長とともに参加しました。全国47都道府県から1,800名が東京国際フォーラムに集い、13時から17時まで、3人の先生方から講義を受けました。

最初に、大正大学地域創生学部教授、江藤俊昭先生から、「議員のなり手不足は住民自治の危機、その打開の道を探る」と題して講演されました。

その中で、議員のなり手不足の現状、原因、対策等について話され、女性議員を増やすための対策についても講義されました。

次に、「ハラスメント、自治体議員が注意すべきポイント」と題して、弁護士の帖佐直美先生から講演をいただきました。

ハラスメントとは、優越した地位や立場を利用した嫌がらせであり、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント、モラルハラスメント、ジェンダーハラスメントなど様々な事例を紹介して話され、ハラスメントは相手

を傷つけるだけでなく、議員自身、ひいては議会全体の社会的信用を大きく損ねることを強調されました。

最後に、「将来の地方議会を担うのは誰か」と題して、慶応義塾大学法学部政治学科教授、谷口尚子先生から講演をいただきました。

地方議員職に興味がある人は約20%、男性で25%、女性で15%であるが、男性は経済的要因、女性は現在の生活とのすり合わせが障害になっており、多様な人材が立候補しやすいよう、費用や時間などのコスト的なこと、家族への迷惑等リスクもあり、これらを乗り越えるための知恵や工夫、支援などの環境整備も必要であると話されました。

最後になりますが、今回3人の先生方から講演を受けて、それぞれに身近な内容ばかりでしたので、今後の議会活動、議員活動に十分に活かしてまいりたい考えているところです。ありがとうございました。

以上で研修会報告を終わります。

○議長（程内 覺君）

次に、4番、中山定則議員から議会広報常任委員会委員の辞任願いが提出され、5月13日に鬼北町議会委員会条例第12条第2項の規定に基づき、これを許可しましたので報告します。

なお、中山議員には、引き続き委員としての活動をお願いしましたところ、かなわず、広報常任委員会委員長はじめ、委員会の皆様に御迷惑をおかけしましたこと、議長としてお詫びを申し上げます。

次に、欠員が生じた議会広報常任委員会委員につきましては、鬼北町議会委員会条例第7条第4項の規定により、5月13日に、6番、赤松俊二議員を指名し、選任しましたので報告をいたします。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告に3月定例会以降の行動状況を提示しております。

5月20日午後、西予市市役所において開催された、南予広域連携観光交流推進協議会総会に参加いたしました。同協議会は、南予9市町の行政機関及び愛媛県庁や、商工会議所等といった関係機関、観光協会等の観光関係者、有識者によって構成されており、これまでの取組として、広域での観光商品造成や、旅行者への営業のほか、えひめ町並博2004や、えひめ南予いやし博2012、えひめいやしの南予博2016、えひめ南予きずな博といった大型イベントを不定期で開催してきました。

今回の総会では、令和5年度の事業報告と収支予算報告が行われた後、協議会規約の一部改正と今後の事業計画案、収支予算案の協議を行いました。

6ページをご覧ください。

協議会規約一部改正について、重だつた部分として、これまで委員内から会長選出を行っていた点を、今後は、愛媛県知事を会長に充てることが提案され、会議に中村知事も同席していただき、その意気込みを強く感じたところです。

その他として、協議会名が、南予広域観光プロモーション協議会と変更することが提案され、県内外からの誘客を促進することが前面に表れる形となりました。

事業計画案について、12ページから13ページですけれども、これまでは大型イベントを不定期開催していた点を、今後は、定期的な観光キャンペーンの開催が提案され、まずは、今年度を準備期間とした令和7年度夏季、夏ですね。夏季での観光キャンペーン開催が決定しました。

観光キャンペーンの内容案としては、ファミリー世代や若者世代を対象にしたプロモーションや、体験コンテンツ販売等を行うのに加え、二次交通整備やおもてなしコンテンツ整備を行っていくこととなります。また、観光列車伊予灘物語の特別運行としての予土線への乗り入れも予定されております。

収支予算について、県負担が令和5年度の約800万円から令和6年度は約2,000万円となっており、事業費も令和5年度の約2,500万円から、令和6年度は約4,200万円と拡大しております。

昨年、議会議員各位で勉強会を行っていただいた部分が、いよいよ本格的に動き出されましたが、観光協会などがない鬼北町にとっては、速やかに観光まちづくり特化した受皿が必要だと感じたところです。

6月3日午後、松野町役場で、予土線利用促進対策協議会に出席いたしました。沿線5市町の首長をはじめ、5市町議長、商工会会長、また高知県、愛媛県の部長級幹

部、さらに沿線公共交通機関関係者、JR四国愛媛企画部長などで構成され、両県統合協議会初の定例総会となりました。

鬼北町からは、私と程内議長、商工会高田会長、ほかスタッフが参加いたしました。

議案については、令和5年度事業実績報告や、決算報告、監査報告を行った後、令和6年度事業計画案や、予算案等が事務局より提案されました。

15ページ以降をご覧ください。

令和6年度事業案としては、昨年度より実施している予土線全線開通50周年キャンペーン事業と称して、フリー切符の発行や沿線外への魅力発信や利用促進を行うほか、新規事業として、予土線のヘビーユーザーである高校生が主体となり、PR活動を行う予土線青春18プロジェクト事業や、関係民間団体や、高校生等によるパネルディスカッションや、活動報告等を行う予土線全線開通50周年シンポジウム開催事業などが挙げられ、予算案とともに可決されました。

一方で、事業案として挙げられた企画列車の運行について、アドバイザーとして出席された、四国旅客鉄道株式会社からは、社内での人材不足が問題視されており、運行がかなわない場合がある旨、意見され、企画列車に限らず、今後の通常運転についても課題が浮かび上がってきました。

また、総会に引き続き、せとうちDMOによる予土線を観光コンテンツとして扱うに当たり、着目すべき点について講演があり、ほか自治体の観光路線や海外の路線について例示するほか、今後のターゲット層によるインバウンド客の行動心理等について話を伺いました。

また、意見交換会では、予土線のダイヤが往復を想定していないことをせとうちDMOより指摘がありました。

いずれにしても、先ほどの南予全体での取組とJR予土線流域での取組と合わせて、速やかな受入れ体制の構築が必要であると感じたところであります。

以上2点を行政報告とさせていただきます。

引き続き、令和5年度鬼北町一般会計及び特別会計に係る出納閉鎖の状況につきまして、お手元に配付しております資料により、会計管理者が説明申し上げます。

○会計管理者（山本雄大君）

令和5年度予算に係ります出納閉鎖を去る5月31日に行いましたので、その概要につきまして、お手元に配付しておりますA3の資料、令和5年度鬼北町出納閉鎖の概要で報告いたします。

まず、一番上の段、Aの欄の一般会計につきましては、歳入歳出とも予算現額11

2億6,464万3,000円に対しまして、収入済額は106億7,477万6,533円で、予算に対する執行率は94.76%、また、支出済額は105億1,124万1,658円で、執行率は93.31%となり、その結果、一般会計の収支差引繰越額は1億6,353万4,875円となっております。

続いて、右端備考の当年度の欄をご覧ください。

令和6年度に繰越明許費として24事業、4億6,067万9,000円を繰り越しており、これらの繰越事業に充当する一般財源は7,126万3,000円となっております。

なお、事業の内訳につきましては、本日、別途に配付されております繰越計算書で御確認ください。

次に、特別会計につきまして、報告いたします。

特別会計につきましては、収入済額、支出済額、収支差引繰越額は、会計別にそれぞれこの表の内訳のとおりとなっております、特別会計5会計の収支差引繰越額の合計6,746万4,768円となっております。

以上、一般会計と特別会計を合わせますと、cの欄のとおり、予算現額145億2,545万3,000円に対しまして、収入済額は137億7,475万6,977円で、執行率は94.83%、また、支出済額は135億4,375万7,334円で、執行率は93.24%、収支差引繰越額は2億3,099万9,643円となりました。

次に、基金の額につきましては、下の段のその他の欄のとおり、3月31日現在で22基金合わせて、58億1,853万6,308円を6年度に繰り越しております。

以上、令和5年度予算に係ります出納閉鎖の概要の報告とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、中山定則議員、兵頭稔議員、山本博士議員、芝照雄議員、以上の4名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、4番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

中山議員は、質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

失礼します。議席番号4番、中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

質問1、水道事業について次のことを問います。

（1）水道施設の耐震化等について問います。

①豊後水道を震源とする4月17日の地震で水道施設に被害はなかったのか。

②上水道施設（浄水場・配水池・基幹管路）の耐震化の推進計画について問います。

（2）令和4年度決算で有収率は74.44%であるが、有収率を令和13年度に鬼北町水道事業経営戦略の目標である81.1%まで上げるため、どのような取組を行うのか問います。

（3）物価高騰は継続している状況であります。水道料金の基本料金1,870円を令和6年1月分、2月分の2回、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として減額されましたが、再度行うことはできないか問います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の水道事業についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の豊後水道を震源とする4月17日の地震で水道施設に被害はなかったのかとの御質問ですが、幸いなことに、1か所被害があったのみで、その他の給水区域の給配水施設、浄水施設等には、被害はありませんでした。

被害の概要であります。清水下組で、町道に埋設している20mmの給水管が離脱して、漏水が発生したもので、地震発生約3時間後の18日午前2時40分から、4戸を断水して修繕工事を行い、同日午前4時15分に給水を開始したところであります。

次に、2点目の上水道施設の耐震化推進計画について問うとの御質問ですが、当面は、布設後40年を経過している基幹管路の更新を補助事業で実施し、配水管については、起債を活用して、順次、耐震管に更新していく計画であります。

次に、3点目の令和4年度決算で有収率は74.4%であるが、有収率を令和13年度に鬼北町水道事業経営戦略の目標である81.1%まで上げるためどのような取組を行うのかとの御質問ですが、老朽管の布設替えの推進とともに、漏水調査を徹底

して実施し、漏水箇所の特定・修繕を早期に行うことによって、漏水量を削減し、有収率の向上を図る計画であります。

次に、4点目の物価高騰は継続している状況であるが、水道料金の減額を再度行うことはできないかとの御質問ですが、議員御承知のとおり、令和6年1月分と2月分の水道料金を対象として、基本料金を減免いたしました。この財源は、先ほどお話のとおり、国からの物価高騰対策交付金でありまして、今後、国において同様な交付金が創設されましたら、水道料金の軽減も含めて、対象事業の中で最も有効であると考えられる物価高騰対策を実施してまいりたいと考えております。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

耐震化の推進計画について基幹管路のほうを行うということで、令和6年度も生田、下鍵山配水管路付設替え工事、それと繰越明許であった分を行う予定ではありますが、鬼北町の水道事業経営戦略の8ページの中で、13年度までの計画が示されていますが、この計画、4年度、5年度はもう既に終わっているわけなんです。予定どおり進められているのか再度お伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

ただいま中山議員から御質問のありました質問にお答えいたします。

計画どおり進んでいるのかという質問でございますが、現行の予算の中で可能な限り計画どおり進めております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

次に、質問1の（2）について質問はありますか。まだ1がありますか。

○4番（中山定則君）

（2）。

○議長（程内 覺君）

（1）ですか。

○4番（中山定則君）

（2）です。

○議長（程内 覺君）

（2）についての再質問。

○4番（中山定則君）

有収率の関係で質問させていただいているんですが、漏水調査を行うということでは有収率を上げていくということなんですが、13年度、81.1という細かいところまで計画されているようなんですが、先ほども言いました水道事業経営戦略を読みますと、数値が低いのは、言われましたように、漏水やメーターの不感等が原因である。それと、17ページには、漏水管の更新を計画的に実施して有収率の向上に努めますというふうに記載されております。

ということで、令和13年度までに81.1という数字、令和4年度決算では、令和3年度に下がっている実態もありますし、令和13年度まで計画的に81.1%になっていくという計画になっているのか、再度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

今ほどの中山議員の質問にお答えいたします。

最近といいますか、合併以降なんですけども、当然のように、毎年のように漏水調査も行い、職員で見つけられないところは、事業者の方も入っていただいて、探しながら漏水を塞いでできているところであります。

一時的に75%を超えるような年もあるんですけども、元からの水圧がどうしても鬼北町は高低差の関係で高いということがありまして、1か所弱いところを直すと、次の弱いところにまた水が出だすというようなことで、どちらかという、いたちごっこに近い状態を繰り返しておりますが、老朽管の布設替え、さらなる漏水調査を徹底して、できる限り目標値に近づけていくように努力をしているところであります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問 1、（3）について再質問はありますか。

○4 番（中山定則君）

先ほどの町長の答弁で、再度このような交付金があれば実施をするということでしたが、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのは、県内の他市町でもこの令和 5 年度分について水道事業の減額等に使われたのかどうか、それが 1 点と。

水道事業経営戦略の 9 ページに、料金収入のことが書かれておりまして、読みますと、財政計画の中で、途中から読みますが、水道料金収入のところの愛媛県内で 2 番目に高い水道料金設定であること。高齢化率が年々上昇しており、高齢者への負担増につながることを考慮し、当面は水道料金を改定しない計画としていますが、この水道料金の基本料金の減額については、高齢者への負担増にならないことを考慮しとあるように、物価高騰に対する支援としては、いい施策だと思うんですが、再度、ほかの財源を探してでも行う予定はないのか伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

2 点ございまして、1 点目の他市町の状況については、総務財政課長が答弁をいたします。

料金収入の部分の選択の部分なんですけども、私は町長就任前の合併当時、財政の担当しておりまして、その頃からその当時の水道課のスタッフと理事者のヒアリングの折にですね、この設定というものについて、以後計画的に料金を上げることを要しないというふうなことをですね、話を伺っておりました。

それから、ずっと計画的に、兵頭議員さんの答弁でもお話をすることがあったんですけども、やはり料金収入、料金を下げるということはですね、実際にそれまで資本投資をしてきた部分をどうしても返していかなきゃならない部分をしっかりと支えていくという部分で、中央に集中したような、コンパクトシティな部分がないものですから、どうしても山岳地方の部分、資本投資が高い部分、投資比率が高い部分、そこらも合わせてその料金設定が必要だったというふうな認識をしておりまして、ただ、物価高騰がここまで急変するということところまでの想定はなかったのかな。物価上昇率のほうも緩和してはもらっておりますけども、ただ、そこについて少し危惧を現在感じているところでもありますけども、ただ現在のところですね、この水道料金の値上げ

について、今のところがこの財源、ほかの財源というところまでは考えておりませんが、物価高騰という面で、先ほど答弁いたしましたように、ほかの施策も含めまして、ここが必要だなということを重要に考える場合には、すぐさまやってみたいなという気持ちはございます。

どうしてもですね。大きな財源というものが必要になってきますので、今すぐということはお答えできませんけども、町民の方々の御負担になる一つの要因であるというふうには認識しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○総務財政課長（水野博光君）

物価高騰対策交付金で水道料金の減免をした事案につきまして、他の市町でも、ちょっとはっきりどこやったか今記憶してないんですけども、あったと記憶をしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

今の総務財政課長の答弁をもう一度お願いしたいのと、それと、令和6年度の国の関係の予算で、この物価高騰対応重点施策地方創生臨時交付金があると思うんですが、予算化、ほかの事業に予算化されているようなんですけど、その辺も含めて財源が確保できないか再度伺います。

○議長（程内 覺君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時46分

○議長（程内 覺君）

再開いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

1点目の他の市町の分につきましては、令和5年度伊予市、宇和島市において水道料金の減免が行われております。それから、6年度の物価高騰対策交付金につきましては、推奨メニューというのがございまして、定額減税のほうへ全て充てることに

なっておりますので、今回はそのほかに充てる予定はございません。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、（１）（２）（３）、質問１については、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問２についての質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問２、鬼北町公共施設等総合管理計画（令和４年３月改定）について。

本計画は、令和４年３月改定されました。次のことについて質問します。

（１）本計画は、公共施設の老朽化が急速に進展する中、国の策定要請（平成２６年４月）に基づき、平成２８年度策定されました。

今回の改定については、国からの「令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」の通知によって行われました。

本計画を推進するための全庁的な取組体制はできているのか質問します。

（２）令和２年度に策定した、鬼北町公共施設個別施設計画は、公表されているのかについて質問を出したわけなんですけど、すみません、この質問、通告後、鬼北町ホームページを検索してみますと、令和３年４月１日に公表されていることが分かりましたので、最初の答弁については要りません。

（３）避難所として指定されている集会所の耐震診断の実施計画はできているのかについて質問します。

以上、お願いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第２番目の鬼北町公共施設等総合管理計画についての御質問にお答えをいたします。

1点目の鬼北町公共施設等総合管理計画を推進するための全庁的な組織体制はできているかとの御質問ですが、鬼北町公共施設等総合管理計画につきましては、議員御指摘のとおり、国の要請に基づいて、平成27年度に策定し、令和3年度に国からの通知に基づき改定いたしております。

この計画は、各政策分野の中で、公共施設の整備方針に対して横断的な指針を提示し、「学校施設長寿命化計画」、「公営住宅長寿命化計画」、「鬼北町公共施設個別施設計画」などの個別施設計画の上位計画となるものであります。

計画の推進体制につきましては、庁内の施設管理システムを活用し、担当課において各施設の状況を確認できる体制となっており、システム操作等についても、年1回専門講師を招いて研修を行っているところであります。実際に施設整備を行うに当たりましては、財政負担の軽減、平準化並びに財源の確保が重要でありますので、財政部局も交えて理事者協議を行い、整備方針を決定いたしております。

次の2点目、を省きます。

3点目の避難所として指定されている集会所の耐震診断の実施計画はできているかとの御質問です。

災害対策基本法に基づき当町が指定している指定緊急避難場所及び指定避難所のうち、集会所施設については、日吉地区の日吉中央集会所を指定避難所として指定しております。

指定緊急避難場所は、災害の危険から緊急的に逃れるための施設、または場所としており、指定避難所は、災害により自宅に戻れなくなった方が、一定期間生活・滞在する施設とし、警戒レベル3以上の避難情報の発令で、指定緊急避難場所を開設し、災害が発生して自宅等に戻れなくなった方が生じた場合には、指定避難所を当町が開設することになります。

また、各地区の自主防災組織により、集会所を含めた最寄りの施設や場所を一時（いつとき）避難場所として指定いただいておりますが、この一時（いつとき）避難場所は、指定避難所のように避難生活を送る施設とは異なり、指定緊急避難場所や指定避難所への避難前に、一時的に集合し、様子を見る場所となります。

昭和49年に建築された日吉中央集会所につきましては、一定期間生活・滞在をする指定避難所としておりますが、現在までに耐震診断等の実施計画は定めておりません。

鬼北町公共施設等総合管理計画においては、昭和56年以前に建築された建物のうち、今後も長期にわたり使用する可能性があり、多くの住民が利用する施設、災害時

の拠点や避難所として指定されている施設等については、順次、耐震診断を実施する旨、耐震化の実施方針を定めているところであり、日吉中央集会所を含め、耐震改修等がなされていない昭和56年以前の建築建物について、各施設の利用状況や地域の実情を踏まえ、また、財政状況や投資的経費等を勘案しつつ、耐震診断等の実施について早急に検討するとともに、計画的な耐震改修等の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

答弁で総務財政課が中心になって関係部局と連携してシステムを使って実施をしているという、推進しているということではありますが、今回の見直しの通知の中で、各施設所管部署を中心に計画策定、適正管理の取組の検討が行われ、全体として効果的な計画の推進がなされないおそれがあるということで、庁内を横断した検討組織をつくる取組、また、公共施設の情報を一元的に管理集約する部署、鬼北町においては総務財政課なんですが、そういう公共施設活用課等を新たに設置してはどうかというようなことが通知されているようですが、現在、先ほどの答弁のとおりで、もう何年かたったわけなんですが、この公共施設等管理計画の関係で、毎年4億3,000万ほどの長寿命化の施設の整備がなされているのか。ここに関連して質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

この公共施設のですね。平成26年に国からの指針が出る前には、一番初めに今質問されている中山議員がこの職務の担当であったと私も記憶いたしております。そのときにも、これから先、年間に3億、5億の金額が果たしてできるのかということ二人で話し合ったことも記憶をいたしております。

やはりそれぐらい施設の管理というのは難しいということでもありますけれども、ただ、今必要なのは耐震診断をしっかりと、昭和56年以前の部分について、できるだけ早く利用頻度が高いものを設定していくということを心がけておりますけれども、年間4億、5億の分をですね、なかなか今できてないというのは事実でございます、それに近づけるように頑張りたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

大変失礼であったわけなんです、公表しているということでありますが、まず公表して、このことについて町民の方から問合せはあったのか。それと、公表することは、利用者等の意見を聞いて、この個別計画の見直しを行うために公表されたんだと思いますが、その辺について問合せ等がないのであれば、こちらから利用者等の意見を聞くという機会を設けるなど、そういう方法もあろうかと思うので、その辺について町長のお考えを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

この計画の時点といいますか、一番初めの時点と、変更をした今回の部分も合わせて一番難しい点というのは、やはり20年前と比べると、そのときには継続して使う予定であった、例えば近年であれば保育所、ここ辺りは、統合については、議員各位の御理解をいただきながら進めてきたという部分があって、ここ5年辺りの議論でありまして、そこら辺りを再度、各地域で有効に使っていただくためには、やはり行政だけではなしに、民間の方々としっかりと有効的な利用というものを構築していくというふうな考え方というものが、今回の変更点の1つのポイントではないかなと私は思っております。御理解いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

1つ、この個別施設計画の中で、30ページに、文化施設で鬼北町民会館は、建物の健全度は50%、50点以上であります、床壁のひび割れが多くあることから、今後、建て替えも含めて検討していきますということで、10年間の費用の中には、費用はゼロとはなっているんですが、そういうことが出されております。この町民会館は、中央公民館も兼ねているわけなんです、現在、教育課が1階に。ここの町民会館についての長寿命化なのか、建て替えなのか、建て替えも含めて検討とはなっているんですが、この辺について、かなり巨額のお金もかかると思えますし、今後の施策等を考える上で大変重要になると思うので、この件の検討については、やはり町民の方々、専門家等の意見を十分に聞いた上で、今後の方向性について検討していただ

いたらと考えるんですが、町長の考えを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

議員御指摘のとおりでありまして、私みたいに知識のないもんがですね、いろいろと模索しても限度があるんですけども、やはり町民会館、また各小中学校から各地区公民館、それぞれ一番私が心配しとるのは、やはり2階、3階の施設があつて、それを利用するのに足の不自由な方、それぞれがなかなか有効に利用することができないという状況があつて、それを直すということについても必要なんじゃないかなと思うわけでありまして、これも一挙に全てということがなかなか難しいものですから、しっかりとした考え方を持って次の施設改修のときには、また必要な部分については、より有効に多くの方が利用できるような形というものを模索していく、その必要性というのは、議員と同じような考えを持っております。御理解いただきたいと思ひます。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、中山議員、質問2の（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

先ほどの答弁で、実施はしていくという答弁であったかと思ひんですが、この総合管理計画においては、災害時の拠点や避難所として指定される施設については、順次、耐震診断を実施するというところで、はっきり書かれておりますので、もうこの計画改定もあつたわけなんですけど、平成29年から令和8年度までの10年間ということになっております。もう今となつてはあれなんですけど、集会所について半数の40の集会所が旧耐震基準である昭和56年以前に建てられたものでありますので、いつとき避難所というふうになんども指定されていると思ひんですが、早急に耐震診断をしていくということをお願いしたいと思ひんですが、再度町長のお考えを伺ひます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御指摘をいただいた集会所等の耐震診断の件でございますが、中山議員おっしゃるとおりですね、旧耐震の施設、企画振興課で把握している施設、約45施設ほどございます。

総合管理計画におきましては、昭和56年以前に建築されている建物等について、要件に合致するものについては、順次、耐震診断を行うということであつたわけではあります。こと集会所におきましては、木造建築物が大半でございます。改修等を図る場合におきましては、当然、地域自主防災等からの御負担、分担金等をお願いをする部分等もございますので、耐震診断だけではなくて、診断後、もし基準に合致しない場合は、改修等について御協力等をお願いできるのか、そういった部分も地域に入って御相談をしながら検討を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○4番（中山定則君）

実施していくという答弁をいただいたんですが、耐震診断料、数万円で1か所するんじゃないかと想像するんですが、40か所で、そんな高くあるわけでは、金額的には100万もかからずに診断が40か所できるんじゃないかと思われるんですが、まず集会所、地元の管理者である自治会長に相談をされるということなんで、相談をしながら、この耐震診断については、急いで行っていただいたらと思うんですが、再度、質問をさせていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問についてですが、一応確認をしたところ、規模にもよるんですけど、耐震診断料につきましては、5万から10万の範囲内で実施が可能ではないかということをお聞きしております。

また、町が定めております耐震促進計画、こちらのほうに耐震診断等についての記載等も盛り込むことで、国の交付金等の補助の対象にもなるのではないかということも県のほうからお伺いしております。

いずれにしましてもですね、耐震診断をすることは重要とは考えておりますが、診断自体を目的とするのではなくてですね、診断後、いかに基準に満たない部分については、どのように改修をしていくのか、そういったことも併せて考えていきたいと、担当課としては検討をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで中山定則議員の質問を終わります。

次に、2番、兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

兵頭議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

兵頭議員、質問1についての質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

議席番号2番、兵頭稔。

先に通告のとおり、次について質問いたします。

質問1、水道事業について。

これまで一般質問で水道事業について質問をしてきましたが、水道料金が他の自治体と比較して高い理由の回答にはなっていないと考えられるので、下記について伺います。

(1) 平成15年度から令和5年度までの工事場所及び内容と経費を伺います。

(2) (1)の工事について、耐用年数について伺います。

(3) 工事契約は、どのような契約方法で行っているのか伺います。

(4) 全工事地震対応になっているのか伺います。

(5) 令和5年度の毎月の収支について伺います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第1番目の水道事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の平成15年度から令和5年度までの工事場所及び内容と経費を問うとの御質問ですが、お手元に配付しております説明資料1、施工箇所一覧のとおり、平成15年度から令和5年度までに121件の工事を実施し、その合計額は、27億3,804万1,000円であります。

次に、2点目の(1)の工事について、耐用年数を問うとの御質問ですが、水道事業の有形固定資産については、地方公営企業法施行規則第15条に基づいて、構造、または用途ごとに減価償却を行っておりますが、この減価償却の耐用年数は、導水設

備50年、浄水設備60年、配水設備60年、配水管40年、電気設備20年、ポンプ設備15年、計測設備10年などとなっております。ただし、この耐用年数は、減価償却額を決定するためのものでありまして、耐用年数経過と同時に使用を中止し、新たに取り替えるための年数ではありませんので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、3点目の工事契約は、どのような契約方法で行っているかとの御質問ですが、121件の工事契約のうち、説明資料1のオレンジ色の網かけをしているものは、一般競争入札による契約で4件、青色の網かけが、指名競争入札による契約で88件、網かけのないものが、随意契約で29件であります。

次に、4点目の全工事地震対応となっているかとの御質問ですが、説明資料1の耐震管の欄に丸がついているものは、耐震管で施工されており、地震対応となっておりますのは、25件であります。

次に、5点目の令和5年度の毎月の収支について問うとの御質問ですが、毎月の収支は、説明資料2のとおりとなっております。収入合計は6億9,192万7,974円、支出合計は7億4,446万2,319円、令和6年度への繰越額は1億5,239万2,373円であります。

以上で、兵頭稔議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりましたが、兵頭議員、質問1の（1）再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

配水管等60年とか、50年とか、いろいろ導水管とかの耐用年数があるんですが、私の記憶では、34年ぐらいから工事をしたと思うんですが、水道工事を、それを見ますと、これ川上地区がずっと平成15年に工事をしているんですけど、これは60年たってやっている初めての工事かどうかを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

ただいまの兵頭議員の質問にお答えいたします。

平成15年に行われております、川上地区における配水管等の布設替え工事でありましても、布設後40年以上が経過いたしまして、漏水が著しく多くなってきたため、国庫補助事業において、当時まだ簡易水道でありましたけれども、簡易水道事業の補助を使って整備を行ったものであります。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

今の川上地区だけで、あと、いろいろ小松地区とか、近永地区とか、ずっと平成16年、17年と来ておるんですが、その件についても同じ回答だと解釈してよろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

はい。川上以外の16年の小松、延川、久保といった工事につきましては、同じ理由でございます。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

これを見てますと、川上地区は、その後、工事は全然されているようにないんですが、小松地区は、最近もまだ給水管を変えたりとか、そういう工事がちょこちょこ目立つんですが、その点についてはどうかお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

今ほど御質問のありました最近の小松地区の修繕、平成26年ナンバーの86番のことを言われるのかなと思うんですけども、町道の改良とか、県道の改良等に伴いまして、水道管を一度支障管で動かさなければならぬといったケースが時折ございます。そういう場合には、こういった感じで指定された区間は布設替えということを行ってきております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、（2）について再質問はありますか。

○議長（程内 覺君）

いいですか。

それでは、(3)について再質問はありますか。

○2番(兵頭 稔君)

一般競争入札4件とありますが、この一般競争入札の入札会社というのは、何社ぐらいあるのかお伺いします。

○町長(兵頭誠亀君)

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹(二宮洋之君)

一般競争入札の場合は、公告を事前に行いまして、そして条件に合うといいますが、この条件で工事ができると、そういった業者が応募してまいる、そういった感じの入札になりますので、あらかじめこちらのほうから何件という指名をして行うものではありませんので、その都度、2件であるとか、3件であるとか、いろいろ今までもございました。

以上です。

○議長(程内 覺君)

了承ですか。

○2番(兵頭 稔君)

2件とか、3件と言われましたが、何社というのを、何社来たかというのを聞きたいんですよ。

○町長(兵頭誠亀君)

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹(二宮洋之君)

申し訳ございません。言い方を間違えておりました。2社とか、3社が応募してきているという意味でございます。失礼しました。

○2番(兵頭 稔君)

ちょっとこれ、ここで聞いていいかどうか分からないんですが、4社の会社の名前というのは、回答されますかね。

○町長(兵頭誠亀君)

反問権をお願いします。

○議長(程内 覺君)

反問権。

○町長(兵頭誠亀君)

4件の業者さんを出したその必要な理由は何なんでしょうか。

○2番（兵頭 稔君）

いや、同じところに統一してあるものなのかなと思って、同じとこばっかしじゃないかなと思って、それを聞きたいなと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

今ほどの議員さんの質問にお答えいたします。

1件1件の応募した業者についてでしょうか、それとも実際に施工をした業者でしょうか。

○2番（兵頭 稔君）

実際の業者でよろしいです。

○水道課主幹（二宮洋之君）

はい、それでは、施工した業者についてお答えいたします。

愛治地区につきましては、JV方式で、四国通建と兵頭電気のJVが行っております。ちょっと下鍵山ははっきり記憶していませんので、また後ほど調べて回答いたします。

近永地区については、四国通建、そして兵頭電気のJV。小倉についても同様に、四国通建、兵頭電気のJVとなっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。もう一つ、指名競争入札の分も同じように88件あるんですが、大体もう同じところと解釈してよろしいでしょうか。会社は同じ会社というのは。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

今ほどの質問にお答えいたします。

その都度、決済を受けて、適当と思われる業者を選んで選定をして指名競争入札を行ってきております。

以上です。

例えば配管工事であれば、広見町時代のときは、割合と町内業者ということはなく

て、県内に事務所のある大手の業者を指名しておりました。例えば扶桑建設、安田株式会社、四国四電工等が入っておったと記憶しております。町内業者であれば三和設備、広見プロパンといったところが主に入っておったように記憶をしております。

全て同じかと言われると、そこははっきり記憶をしておりますませんが、そもそも指名に入っておる業者が限られておりますので、その中で条件に合う業者ということになりますので、重なることは多かったかと思われまます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（4）。

○2番（兵頭 稔君）

耐震化された分は、この丸がついているところ、平成20年からになってますけど、地震というのは平成7年の神戸の震災と平成11年の東日本という大きいのが2つあったんですが、そのときには、これ、耐震化というのは考えられなかったのかどうか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

今ほどの質問にお答えいたします。

これ当時、広見町時代でありましたけれども、この三島地区の統合簡易水道整備事業を行う際に、既に議員さん、御指摘のとおり、阪神淡路大震災であったり、既に中越地震もちょこちょこ起こりよったんではないかなと記憶しているんですけども、こういった地震が起こってきておりますので、耐震化の整備はどうでしょうかということ町長に事前に伺いました。

そうしましたら、もうこれ以上、水道代を上げるわけにはいかないので、耐震管にはならんけども、できるだけ地震の被害の少ない管路を用いて計画的にやってくれという指示がありましたので、耐震管とはせずに、極力铸铁管の割合を増やして施工したものと記憶しております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

耐震管工事とこの普通の工事との工事費の割合はどのぐらい、何倍とか、耐震管のほうがどれだけ高いかというのをちょっと教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

耐震管工事と通常の管路工事との差はどのぐらい違うかということではありますが、倍まではいきませんが、1.8倍ほどは違ってくると思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

先ほど町長が清延の地震で漏水があったという回答をされたんですが、平成19年に配水管の工事をされているんです。このところと場所が違うかどうか教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

4月17日の地震の折に、漏水が発生してございましたのは、清延ではなくて、清水でございます。愛治地区の清水下組で発生いたしましたので、こちらではございません。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい、了解です。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（5）について。

○2番（兵頭 稔君）

もう一ついいですか。

○議長（程内 覺君）

（4）ですか。

○2番（兵頭 稔君）

耐震管。この工事一式を見てますと、元広見町時代のところばかりで、日吉村時代の工事というのが全然入ってないんですね。どこか下鍵山のポンプとか、上鍵山の給水管が1か所入ってるぐらいで、あとは、全然入ってないんですが、日吉地区は変えなくて大丈夫かどうか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

今ほどの議員さんの質問にお答えいたします。

日吉地区におきましては、平成7年から8年にかけて配水管布設替え工事が行われておりますので、現状まだ40年までは届いておりません。ですので、まだ比較的新しいという状態ですので、布設替えの必要が今までたまたまといえますか、これまで運よくなかったということだと思われまます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

ということは、耐震化がされてないということなので、今後、こちらの工事が終わったら取り組むという考え方があると解釈してよろしいでしょうかね。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

はい、お答えいたします。

実は、本年度、6年度から一部もう40年超えている箇所が下鍵山にございますので、下鍵山を中心とした40年経過した配管の取替え計画をこれから3年間かけて実施する予定にしております。

それ以外の平成7年、8年に整備をしております管路については、その時期が到達いたしましたら、また、予算の範囲内で徐々に耐震管のほうに交換をしていく計画でおります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

（5）について、資料は提出をいただいておりますが、再質問はありますか。

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

収支状況をいただいたんですが、毎月で見ると、多かったり少なかったり、どれが基本かというのが分からないんですが、大体工事があつて、工事費を支払うとか、この7月の1億1,000万とか、1億1,500万、それから6年1月の1億1,500万、それから2月の1億8,900万と、特別に収入が多くなつてゐるんですが、この分についてどう解釈したらいいか教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁をいたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

それでは、御質問のありました件についてお答えいたします。

お手元の表に沿ひまして、4月から順次説明をさせていただきたいと思います。

まず、4月の収入ですが、通常であれば4月30日に口座振替分の受入れをいたすのですが、5年4月30日が日曜日でありましたため、4月分は5月1日受入れとなつており、口座振替以外の納付書払い、過年度払いの過年度料金の受入れのみなので、750万余りとなつております。

5月分の収入についてですが、5月1日に4月分の料金、口座振替分1,934万3,445円を、31日に5月分1,890万661円の預金の経費がありましたので、この5月については4,100万の収入となつております。

続いて、6月の支出ですが、4年度の確定消費税として404万9,800円の支出があります。

7月の収入は、7月5日に、一般会計から企業会計への補助金負担金として9,350万円を受け入れております。7月の支出については、31日に、5年度電気計装工事、電気計装設備更新工事の前払い金1億円を支出したものである。

8月の支出については、15日に、西野々地区配水管布設替え工事の前払い金1,210万円。22日に、起債の元利償還金5,956万6,675万75円を支出しております。

9月の支出、これは5日に、元利償還金2,800万2,510円。12日に、起債

の元利償還金として3,611万3,794円。27日に、5年度前払い消費税として445万8,500円の支出をしております。

次に、12月の支出でありますけども、12日に、5年度前払い消費税445万8,500円。15日に、近永地区配水管布設替え工事の前払い金として440万円。25日に、西野々生田地区基幹管路更新に伴います測量設計委託料として1,518万円を支出しております。

続いて、1月分の収入ですが、29日に、5年度電気計装設備更新工事に伴う前払い金1億円についての起債の借入れがありましたので、この金額となっております。1月の支出については、10日に、生田地区配水管布設替え工事の前払い金として450万円を支出しております。

2月の収入ですが、5日に、1月分基本料金減免に係る一般会計補助金として948万1,750円を受入れ、21日に、4年度電気計装設備更新工事に係る起債として1億6,720万円を借り入れております。2月の支出、15日に、西野々地区配水管布設替え工事の精算払いとして1,917万円。20日に、元利償還金として5,892万6,365円を支出しております。

3月の収入、5日に、2月分の基本料金減免に係る一般会計補助金として867万2,400円を受入れ。25日に、5年度布設替え工事に伴います起債として5,060万円を借り入れております。3月の支出、5日に、4年度電気計装設備更新工事の精算払い2億765万3,000円。8日に、起債の元利償還金2,800万2,510円。11日に、起債の元利償還金3,656万7,219円。13日に、5年度前払い消費税445万8,500円。25日に、生田地区配水管布設替え工事の精算払い757万8,000円と、近永地区配水管布設替え工事の精算払い732万8,000円を支出しておるといった内容になっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい、分かりました。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1は、以上で終わります。質問2について質問してください。

○2番（兵頭 稔君）

質問2、介護保険料について。

全国の平均介護保険料6,225円、愛媛県の平均6,438円、鬼北町5,850円となっています。

今後、高齢化率が高くなってきますが、保険料はどうか、また、どのようにしたいのか、町としての考えを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第2番目の介護保険料についての御質問にお答えをいたします。

今後、高齢化率が高くなってくるが、保険料はどうか。また、どのようにしたいのか、町としての考えを伺うとの御質問ですが、介護保険料は、介護保険法第129条の規定により、徴収することとなっており、同法第117条の規定による市町村介護保険事業計画に基づき、3年に一度、改正するものとなっています。

介護サービスは、利用者負担分を除いた費用の総額を、公費と被保険者保険料で2分の1ずつ負担することとなっており、令和6年度から3年間の計画である第9期鬼北町介護保険事業計画において、3年間に必要となるサービス事業量の推計を行い、第1号被保険者の保険料を算定いたしております。

被保険者数は、第1号被保険者、第2号被保険者ともに減少傾向にあります。要介護・要支援認定者数についても、令和3年度以降は年々減少しており、令和6年度からの第9期計画期間におきましても、同様に、高齢化率が高くなる一方で、高齢者数が減少する見込みのため、要介護等の認定者数も、令和5年度の919人から、令和8年度には、44人減（4.8%減）の875人に減少すると予想いたしております。

また、第9期介護保険事業計画に係る介護給付費は、介護予防サービス給付費、介護サービス給付費については、ともに横ばいで、介護予防や重症化予防に向けた取組を行う地域支援事業費につきましても、横ばいであると予想いたしております。

第9期の介護保険料基準額につきましては、今ほど申し上げました介護保険給付費と地域支援事業費を加えた総費用額で算定したもので、準備基金の取崩しなどを見込んで、据置きとしたところあります。

鬼北町の介護保険料は、第6期、第7期は6,350円でしたが、介護給付費等の総費用額が見込みよりも少なかったことなどにより、毎年、剰余金が生じて準備基金が年々増加したため、第8期から、保険料を500円減額し、第8期、第9期は、同額の5,850円といたしております。

介護保険は、3年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を介護サービ

スの見込量に見合っ設定するという中期財政運営方式を採用しており、年度ごとに剰余金が生じた場合は、介護給付費準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合には、準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合は、次期保険料を見込むに当たり、準備基金を取り崩すことは基本的な考え方となっております。毎年、準備基金が増加するのは、適正な状況ではありませんので、第9期においては、介護保険料を据え置くこととしたものであります。

鬼北町においては、今後においても、高齢者数が減少し、要介護等の認定者数も減少することが予想されます。一方では、支える側の被保険者数も減少し、高齢化率が上がる見込みであることから、将来的に保険料がどうなるかを見通すことは、基本的には困難であると考えております。

今後におきましても、介護保険法の規定に基づき、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行い、適正な保険料の算定となるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、兵頭稔議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問2について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

今の町長の回答によりますと、大体この辺りで推移するかなと。愛媛県の平均まで行かないんじゃないかなと思っておりますので、安心しました。

以上です。質問を終わります。

○議長（程内 覺君）

これで兵頭稔議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開を午前11時とします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

山本議員は、質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

山本議員、質問1についての質問を行ってください。

○5番（山本博士君）

議席番号5番、山本博士です。

先に通告のとおり、一般質問をいたします。

質問1、神社仏閣について。

現在、各地域で大変困っていることとして、神社仏閣の修繕・建て替えです。

長年にわたり補修などで保ってきた神社が、補修だけでは対応できなくなり、大規模改修工事が必要になっている地域が多数出てきております。

神社に関しましては、氏子の集まりはありますが、お寺の檀家のような強い集まりではありません。大規模改修工事には多額の費用がかかり、寄附金を集めるにも、氏子の減少、物価高騰などで寄附を集めることが困難になっております。

地方公共団体は、宗教団体に公金を提供することは、憲法で禁じられていますが、地域コミュニティとしての神社に対し、改修工事等への補助ができないものか伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第1番目の神社仏閣についての御質問にお答えをいたします。

町内には、現在、神社31社、仏閣23か所があり、地域の方々が維持管理を担い、連綿と継承されているのが現状であります。

地域コミュニティとしての神社に対する改修工事への補助についての御質問ですが、町には、建物内部の高所に取りつけた札（棟札）や、神社境内を囲うように密生している林（社叢）が、文化財に指定されている神社はありますが、大規模改修工事の対象となる建物が、文化財として指定されている神社は現在のところございません。

ただし、文化財保護委員会の意見を踏まえた上で、総合的に判断し、町内で保存伝承を図ることが必要と認められる文化財につきましては、神社も含めまして、文化財指定・未指定に関わらず、保存・伝承事業に必要な経費が10万円以上の場合には、改修工事費等として、補助対象費用の2分の1以内で、上限50万円を補助しておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問1の再質問はありますか。

○5番（山本博士君）

確かに鬼北町文化財保存伝承事業費補助金交付要綱として、平成26年4月より施行されております。大変ありがたい事業だと思っておりますが、正式な神社仏閣として改修していくには、何千万という多額の費用がかかり、少々の補助では改修できなく、取り壊して、小さなほこらを建てるしかできない状態にあります。

果たして、鬼北町としてそれでよいのか。何百年も保存伝承されてきた心のよりどころとする神社などは、春には春祭りをし豊作を願い、夏には輪抜けなどをし無病息災を願い、秋には豊作を祝い、冬には新年を祝い、春夏秋冬地域の住民の集う場所です。

早急に、鬼北町の神社仏閣を調査し、歴史的文化財としての価値があるのであれば、国にも申請をし、保存伝承すべきではないかと思えます。

また、補助率に関しましても見直しをする必要があるのではないかとと思いますが、お考えを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

教育長のほうから答弁をしてもらいます。

○教育長（行定洋嗣君）

ただいまの山本博士議員の再質問に関してですけれども、私も2年前まで地元の神社の氏子総代長をしておりまして、山本博士議員がおっしゃる地元の人たちの苦悩というのは、十分理解しておるつもりでございます。

ただ、町長が答弁したとおりの補助に関することは、現在その程度のことしかできておりませんが、文化財としての今後の登録等々につきましては、この後、教育課長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○教育課長（佐々木健次君）

文化財等の登録についてなんですけれども、平成31年4月に改正文化財保護法が施行され、市町村の教育委員会は、文化財の総合的な保存と活用に係る計画といたしまして、文化財保存活用地域計画を作成して、文化長官の認定を申請することができるようになりました。

地域に所在する未指定の文化財を含めました多様な文化財を総合的に調査把握することとしておりまして、鬼北町におきましても、令和4年度から計画策定に取り組んでおります。

この文化財保存活用地域計画を策定いたしまして、町内の文化財を把握しました上

で、また登録できるような文化財がございましたら、その辺りを地域の皆様と検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

山本議員、了承ですか。

○5番（山本博士君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1を終了します。

質問2について質問してください。

○5番（山本博士君）

質問2、農地の利用について。

令和4年9月の議会でも質問をいたしました。が、いまだ改善されていないので、再度質問させていただきます。

農地に太陽光発電の許可をされる際、町外の方にも境界外の隣接する農道、用水路、排水路、河川の草刈りを最低年2回行っていただけるよう、契約の際、文書で義務づけすることはできないものか伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第2番目の農地の利用についての御質問にお答えをいたします。

農地に太陽光発電の許可をされる際、町外の方にも境界外の隣接する農道、用水路、排水路、河川の草刈りを最低2回行っていただけるよう、契約の際、文書で義務づけすることはできないものか伺うとの御質問につきまして、農地を利用して太陽光発電をする場合、農地転用許可が必要となりますが、転用許可を受けるには、農業委員会総会において審査を行い、許可相当となれば、県知事に意見を進達し、県から許可が下りた後、太陽光発電施設を設置することになります。

農業委員会の審査段階では、農地の区分と転用目的、資力及び信用があること、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無を基準として審査をしており、農地法に基づいて、必要な書類がそろっていれば、現地調査など

を経て審査を行い、総会で許可相当であるか判断をいたしております。

御質問にあります、境界外の隣接する農道、用水路、排水路、河川の草刈りを文書で義務づけすることはできないかという点につきまして、農地法に基づき審査・判断を行う農業委員会としては、隣接地の草刈り等を義務づけすることは、現在のところはできないものと考えております。

しかしながら、今後、太陽光発電の普及が進む中、当該設備の維持管理等に対する近隣住民とのトラブルが懸念されるとともに、自然環境や生活環境に影響を及ぼすことも考えられます。

山本議員の御質問にあります、具体的な作業内容まで踏み込んだ義務を課すことは難しいとは考えておりますが、町におきましては、今後、設備の適正な設置や維持管理など、必要な事項を定めた条例等の例規の整備を行い、住民の皆さんの安全な生活や自然環境の保全に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問2について再質問はありますか。

○5番（山本博士君）

今の答弁で、条例等で整備をするというふうな回答いただいたんですが、この件に関しまして、令和6年3月の新聞に「太陽光発電市町村、41%トラブル」という記事がありました。工事現場より泥水が道路・河川・農地に流入、のり面の崩壊や地滑りが発生、355市町村でトラブルがあった。このうち143市町村は未解決。雑草が生い茂り、管理が不十分。排水設備などが未設置など、様々なようです。

鬼北町はゼロカーボンシティ宣言をしております。今後も太陽光発電は、広がっていくことだと思いますが、地域住民の皆様に迷惑がかからないようなルールづくりが必要です。いま一度、答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

議員がおっしゃるとおりでありまして、私も3月と4月に近永の方、それと近くの方2名から直接お話を聞いてですね。お怒りの電話やったんですけども、私もこの重大さというものを痛感しておりまして、担当課のほうには指示をしておりまして、6月議会に間に合わせたかったんですけども、ちょっと間に合わなかったものですから、9月までにはその条例のほうを出したいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○5番（山本博士君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

これで山本博士議員の質問を終わります。

次に、8番、芝照雄議員の一般質問を一問一答方式で行います。

芝議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

芝議員、質問1についての質問を行ってください。

○8番（芝 照雄君）

議席番号8番、芝照雄です。

通告のとおり一般質問を行わせていただきます。

質問は1つなんですけど、鬼北町消防団の組織の編成について、全体的なことでお伺いをさせていただきたいと思います。

ここ近年、急速に進む少子高齢化に伴い、消防団関係者に対しても、なり手不足が大変問題視されているのが現状だと考えます。

そこで、町内の消防組織全体の団員のなり手・再編についてお伺いをしたいと思います。

（1）令和6年6月現在での各部の消防団員の充足率と、町全体の団員数をお伺いします。

（2）消防団組織編成について、今後何か考えがあるのかをお伺いしたいと思います。

（3）機能別分団の導入についてどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、芝照雄議員の鬼北町消防団組織の再編についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の6月現在での各部の消防団員の充足率と、町全体の団員者数を問う

との御質問であります。令和6年6月1日現在の充足率は、第1分団、近永地区ですけれども、87.6%。定数113人、実人数99人。各部の充足率は、それぞれ第1部71.4%、第2部111%、第3部75.8%、第4部80.7%、第5部116%となっております。

第2分団、好藤地区ですけれども、71.4%。定数28人、実人数20人で、第1部73.3%、第2部64%、第3部77.7%であります。

第3分団、愛治地区は、48.7%。定数80人、実人数39人で、第1部73.3%、第2部66.6%、第3部30.3%、第4部35.2%であります。

第4分団、三島地区、81.4%。定数81人、実人数66人で、第1部72.2%、第2部92.3%、第3部83.3%、第4部69.2%、第5部78.9%でございます。

第5分団、泉地区、65.3%。定数78人、実人数51人。第1部75%、第2部57.1%、第3部50%、第4部61.1%でございます。

第6分団、日吉地区、47.2%。定数125人、実人数59人。第1部68%、第2部37.5%、第3部62.5%、第4部32.5%、第5部40%でありました。

町全体では、定数567人に対して、実人数384人で、充足率は67.7%となっております。

次に、2点目の消防団組織編成について、今後、何らかの考えがあるのかとの御質問ですが、当町では、令和3年4月1日に、日吉地区の第6分団と第7分団を統合、令和5年6月1日に、愛治地区の第3分団第3部と第5部の統合を行っております。

消防団は、地域防災力の中核として、火災における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や被害軽減の活動を行っていただいておりますが、人口減少や少子高齢化等の影響もあり、団員の減少が続いているのが現状であります。

今後においては、消防団の各部の運営自体や消防車両・ポンプ等の運用に支障が出ないように、地域の実情に応じて消防活動の効率化を図るため、消防団幹部会等において協議を行い、地域の意向を踏まえた上で、組織編成の見直しを含めて、条例定数の見直しを行っていきたいと考えております。

次に、3点目の機能別分団の導入についてどのように考えているのかとの御質問ですが、平成17年に、消防庁消防課長通知により、消防団活動に参加しやすい環境をつくり、消防団員を確保するため、機能別分団を含む「機能別団員制度」が創設されました。機能別分団は、特定の役割や活動のみを実施する分団で、機能別団員

は、特定の役割や活動のみに参加する団員になります。

当町においては、全ての消防団活動を実施する基本団員のみとなっており、消防団員のなり手不足の対策として、数年前から消防団幹部会等において、機能別団員の制度導入について検討を行っているところでありますが、機能別団員の入団条件・活動内容による基本団員減少の危惧、指揮命令系統の確保に対する懸念などがあり、なかなか協議が進んでいないのが現状であります。

県内の市町でもこの制度の導入が進められており、当町におきましても、消防団員の確保については、喫緊の課題であると認識いたしておりますので、機能別団員の活動内容や入団要件等について、消防団幹部会・消防委員会等において協議を行い、早期に導入できるよう取組を行っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、芝照雄議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

芝議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○8番（芝 照雄君）

答弁ありがとうございました。

実際数字を聞いて大変驚きを感じておるところですが、この定数に関しては、条例等で決めてあるんでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの定数についてですけれども、まず鬼北町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例におきまして、定数についての記載がございます。

数字につきましては、鬼北町消防団規則において人数のほうを定めております。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

それでは、私の考えなんですけど、多分もう今後、この定数を満たすような団員数の確保というのは、大変難しいと考えております。そこで、この際、定数に関してもう少し調整をしていくような考えはないのかをお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの質問でございますが、鬼北町におきましても、この定数の見直しについては、行っていかなければならないというふうに考えております。

ただ、地域の実情に応じてというところもありますので、その地区の意向を確認しながら定数の見直しのほうを幹部会あるいは消防委員会のほうで協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

芝議員、了承ですか。

○8番（芝 照雄君）

いいです。

○議長（程内 覺君）

いいですか。（1）はいいですか。

○8番（芝 照雄君）

はい。

○議長（程内 覺君）

そうしたら、（2）について再質問はありますか。

○8番（芝 照雄君）

（2）の再質問なんですけど、今まで2分団やったですかね。再編されとるということで、それは分団ですか、部ですか。再度ちょっと聞き逃したかもしれませんが、再編されたところ。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

まず、分団の統合につきましては、令和3年4月1日に日吉地区の第6分団と第7分団を統合しております。そして、部につきましては、令和5年6月1日に、愛治地区の第3部と第5部の統合を行っております。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

それでは、その分団の各部の中の統合された部は幾つありますか、お伺いをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますが、先ほどの御質問にお答えしたとおりでございます。愛治地区第3分団の第3部と第5部の統合を行っているという状況になっております。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

たしか泉第5分団のあれは統合、岩谷と上川は統合になっていないんですかね。それで第5分団まで、第5部まであるんですか。第5分団は。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの第5分団の統合についてですけれども、合併前というふうな状況ではあります。後ほど報告させていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（程内 覺君）

芝議員、質問1の（2）、了承ですか。

○8番（芝 照雄君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、（3）について再質問はありますか。

○8番（芝 照雄君）

この質問の中の本質に触れさせていただきますが、消防団のなり手不足に伴いまして、若い子は、当然なかなかいないということで、実質消防団に入られとつても町外の勤務の方が何人おられるかは、多分把握はされてないと思ひますが、私が勝手に考えるに、半分以上の方が町外の勤務じゃないかと思ひております。

その中で、いざ火災等が発生した場合、実際何人の消防団が火災現場へ出動できるか。この前、出目であったような夜間であれば、当然帰宅されておりますので、人数はそろふと思ひますが、昼間起きた場合のことを考えますと、やはりある程度の団員の数というのを確保するべきじゃないかと思ひておりますので、その中で、機能別消防団員、いわゆるOBの方、我々もOBなんですけど、その方の団員の入会の促進についてどのように考えて、答弁にもありましたけど、再度どのように考えておられるのかお伺ひをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問でございますが、昼間の火災等の際の対応に対して、こういった機能別団員の制度の導入についてというような御質問であったと思います。

この機能別団員につきましては、答弁にもありましたように、消防団幹部会等で協議等を行っておりますが、現在のところ、まだ導入には至っておりません。これにつきましては、答弁にもありましたように、基本団員がこの機能別に移ってしまうことによって、いろいろ危惧される点があるというところが、まず1点目でありますけれども、こういったところを入団要件、例えば消防団員活動を終えられて、年齢制限を設けるであるとかいう形で、機能別団員の導入に向けては、幹部会、あるいは消防委員会のほうで協議をしていきたいというふうに考えております。

できるだけ早期に導入をしたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。追加なんですけども、私も団員の頃にですね。記憶しとったのは、合併した後に、本部団員というのがあって、本部団員というのは、例えば火災のときに、消火活動には携わらないけれども、近隣の道路、町道、県道をスムーズに移動できるような誘導をするというような業務に就いておったかのように記憶しております。ただ、その後ですね。各分団の人数が不足しとるけん、それは解消してくれやというような会話があったのよう、私記憶しとるんですけども、そんなようなことで、今、危機管理課長が申しあげましたように、なかなか部の運営、分団の運営をするのに、人数が不足しているという状況が、実態が明らかになっておるとい、か、混迷しているということだろうと思います。

昼間の団員の不足というものについて、基本的には、非常備消防ではなしに、常備消防のほうに頼るとい、か、ことになっておりますけども、議員言われていましたとおり、非常備消防の消防団員の方にも、できる限り参加してもらえよう、か、形、実態を把握することも、言われるとお、り大切ですので、少しそこらも調査してみたいと思、いますので、御理解いただきたいと思、います。よろしくお、願いします。

○8番（芝 照雄君）

それでは、最後に質問させていただきますが、消防団員、大変日頃訓練等で、私も訓練等を見せていただく中で、大変真面目に活動をされているなという関心はしてお

りますが、その中で、町長はじめ、警察の方が見回りをされる、年2回の夜警。その中で、町長の訓示の中にもありますように、消防団員の宿命であります町民の安心・安全を守るための活動というのが、消防団には一番課されているかなと私も感じておりますが、その中で、先ほど町外に勤務されている方とかの一般的によく聞くのが、消防団に入りたいけど入れないというのも耳にします。その理由として、勤められておる企業は、消防団活動に関して否定的な態度を取られるということなんで、消防団に入るんやったらその会社を辞めないけんのよとかいう、そういう極端な話になりますけど、そういうのを耳にしたこともあります。

なので、今後は、各企業に対しても、消防団活動に関して協力をしていただけるような活動等を行政として推進していけるような体制づくりをしていただきたいと思いますと感じておりますが、その辺は可能なのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

今のお話、私申し訳ございません。初めて伺ったんですけども、多分今のお話を想像しますと、町内業者以外の町外の業者さんも該当するのがあるかというふうに想像できます。

個別にですね。そこら辺りは鬼北の町の状況というものを認識していただいて、協力してもらう体制というのは必要だと思いますので、個別にですね、できましたらお話をいただいて、担当課のほうからお声がけというものについてさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○8番（芝 照雄君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで芝照夫議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第6、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から専決処分の報告を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の

承認について、専決処分^{（一）}の報告をいたします。

地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、鬼北町税条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、専決処分した鬼北町条例第10号、鬼北町税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書3ページをお開きください。

今回の改正につきましては、国の法律の改正によるもので、規定の整備等、主な改正点について御説明させていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すよう改正するものであります。

1ページをご覧ください。

第34条の7は、寄附金税額控除について規定したもので、公益信託の見直しによる地方税法の規定の見直しに伴い、規定の整備を行うものです。

2ページをご覧ください。

第51条第2項は、町民税の減免について規定したもので、職権による減免を可能とする内容の規定を追加する整備を行うものです。

続きまして、3ページの第56条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したもので、地方税法第348条の法律改正に合わせて規定の整備を行うものです。

4ページをご覧ください。

第71条第2項は、固定資産税の減免等について規定したのですが、職権による減免を可能とする内容の規定を追加する整備を行うものです。

同じく、4ページの第139条の3第2項は、特別土地保有税の減免について規定したのですが、こちらも職権による減免を可能とする内容の規定を追加する整備を行うものであります。

5ページをご覧ください。

附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例について規定していましたが、単に課税標準の計算を定めるものであることから、規定を削除するもので

あります。

附則第5条の2は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例について規定したのですが、今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける規定の整備であります。

7ページをご覧ください。

附則第7条の5から、16ページ、附則第7条の8までは、令和6年度分、また令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除について規定したのですが、令和6年度分、また令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る地方税法の改正に伴い、規定の新設を行うものであります。

続いて、附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について規定したのですが、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう、読替え規定を追加するものであります。

17ページをご覧ください。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について規定したのですが、地方税法の改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定及び町なかにおける居心地がよく、歩きたくなる町なか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設するものであります。

続きまして、18ページをご覧ください。

附則第10条の3第3項は、新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したのですが、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする法律の改正により、規定を新設するもので、19ページ、第9項から、21ページ、第14項までは、改正に伴う項ずれを反映させる等の規定の整備であります。

21ページ、附則第11条は、土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義について。また、22ページから24ページの附則第12条は、宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例について、また、24ページの附則第13条は、農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例について、それから、25ページの附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例について、

それぞれ規定されたものですが、いずれも法律の改正に合わせて年度の更新及び規定の整備を行うものであります。

26 ページ、附則第16条の3第3項は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について規定したのですが、特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加による規定の整備で、附則第16条の4第3項は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、土地等の譲渡等に係る事業所得分の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加による規定の整備であります。

26 ページから29 ページの附則第17条から附則第20条の3の各規定は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、それぞれの規定に示される個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加による規定の整備であります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書11 ページをお開きください。

附則について御説明いたします。

附則第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとするものです。

また、町民税固定資産税に関する経過措置も設けられておりますので、お目通しをください。

以上で、鬼北町条例第10号、鬼北町税条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号、町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第7、承認第3号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から専決処分の報告を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、承認第3号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について、専決処分の報告をいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令等が、令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、専決処分した鬼北町条例第11号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書15ページをお開きください。

今回の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び国民健康保険税の減額の基準額の見直しを行ったものであり、主な改正点について御説明をさせていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すように改正するものであります。

1ページをご覧ください。

第2条第3項は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものです。

第23条は、国民健康保険税の減額について規定したのですが、2ページの第23条第1項第2号で、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を29万5,000円に、また3ページの第23条第1項第3号で、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を54万5,000円に引き上げ、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行うものです。

これらの改正により、国民健康保険税の課税限度額は104万円から106万円に引き上げられます。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書15ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

附則第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附則第2項、適用区分、この条例による改正後の鬼北町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で、鬼北町条例第11号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第8、承認第4号、町長の専決処分（鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から専決処分の報告を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、承認第4号、町長の専決処分（鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について、専決処分の報告をいたします。

第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険料を改定するため、条例の改正が必要であり、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、専決処分した鬼北町条例第12号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたしますので、議案書16ページをお開きください。

今回の改正は、第9期介護保険事業計画、令和6年度から8年度の3年間の介護保険事業計画の策定による介護保険料を適用するため、条例の一部を改正するものです。

具体的な改正内容としては、所得段階別保険料の標準段階を現在の9段階から13段階とし、高所得者の標準乗率を引き上げることで、低所得者の標準乗率の引下げを図るためのものです。

それでは、お手元にお配りしております、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

左が現行の条例、右が改正案で、下線の部分が改正部分であります。

鬼北町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を、「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「3万5,100円」を「3万1,900円」に改め、同項第2号中「5万2,700円」を「4万8,100円」に改め、同項第3号中「5万2,700円」を「4万8,400円」に改める。

第2条第1項に次の4号を加える。

(10) 同項第10号に掲げる者13万3,400円。

(11) 同項第11号に掲げる者14万7,400円。

(12) 同項第12号に掲げる者16万1,500円。

(13) 同項第13号に掲げる者16万8,500円。

なお、介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置としまして、同条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「2万1,100円」を「2万円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「3万5,100円」を「3万4,000円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「4万9,100円」を「4万8,100円」に改める。

議案書の18ページに戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

経過措置、この条例による改正後の第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものがあります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号、町長の専決処分（鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定されました。

ここで、しばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後13時00分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

午前中の御質問に対し、答弁を追加させていただきたくお願いします。

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

午前中の芝照雄議員からの質問についてお答えをさせていただきます。

第5分団の部の統合についてですけれども、平成14年4月1日に、第5分団の第2部と第3部の統合を行っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

芝議員、了承ですか。

○8番（芝 照雄君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

それでは、日程第9、承認第5号、町長の専決処分（鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から専決処分の報告を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、承認第5号、町長の専決処分（鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）の承認について、専決処分の報告をいたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する

省令の施行に伴い、関係条例の改正が必要であり、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、専決処分した鬼北町条例第13号、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書20ページをお開きください。

今回の専決処分の概要につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、町が定める基準条例について従うべき基準及び参酌すべき基準を定めた省令の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることから、4条例につきまして、所要の改正を行ったものであります。

なお、補足いたしますが、地域密着型サービスとは、介護保険サービスの中で居宅サービス、施設サービスと区別し、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域の実態に即したサービスのため、各市町で定める必要があります。

本日は、鬼北町にはないサービスについては省略し、主な改正点のみ説明いたします。

説明につきましては、別紙の新旧対照表で行います。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正するものであります。

まず、はじめに、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例第1条による一部改正の御説明をいたします。

新旧対照表をご覧ください。

1ページから7ページまでにつきましては、鬼北町にはないサービスなので省略させていただきます。

8ページをお開きください。

第59条の9につきましては、指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針として、(5) 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

(6) 身体的拘束を行う場合には、理由を記録しなければならないことが追記されました。

また、第59条の19の2号に、(3) その記録を5年間保存することが明記され

ているものであります。

11ページから17ページにつきましては、鬼北町にはないサービスですので省略いたします。

18ページをお開きください。

ここからは小規模多機能型居宅介護の基本方針でございますが、第83条第1項、ただし書中、当該事業所から、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を、他の事業所、施設等の職務に改めます。理由は、管理者の兼務範囲の明確で、全てのサービスを対象に、管理者が兼務でき、事業所等の範囲についても、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化されました。

20ページをお開きください。

小規模多機能型居宅介護、この基本方針といたしまして、8ページで御説明した指定地域密着型通所介護と同様に、身体的拘束等の適正化について追記されました。

22ページをお開きください。

ここからは認知症対応型共同生活介護の運営規定としまして、第1項の次に5項を追加されました。

2、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関について、利用者の病状の急変時に。

- (1) 医師又は看護師職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 1年に1回以上急変した場合の対応を確認し、協力医療機関の名称等を町長に届け出ること。
- (4) 新興感染症の発生時の対応を取り決めるように努めなければならない。
- (5) は、適している事業者はありませんので省略します。
- (6) 利用者が入院した後に退院が可能となった場合においては、速やかに入居させることができるように努めなければならないが追記されました。

26ページから44ページにつきましては、鬼北町にはないサービスですので、省略いたします。

次に、第2条、鬼北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の御説明ですが、これは先ほど第1条で御説明いたしましたものの介護予防版でございますので、省略させていただきます。

次に、第3条、鬼北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を御説明いたします。

1 ページをお開きください。

第3条中、指定介護予防支援事業所を地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者に改め、同条に次の1項を加える。

これは、これまで地域包括支援センターが委託して実施しておりました、介護予防の指定居宅介護支援事業を委託を受けずにできるようになる改正です。

3 ページをお開きください。

ここでは第5条第4項中第2号中に、磁気ディスク、シー・ディー・ロム等の記録媒体についての改正がされています。

本号の改正は、我が国がデジタル化を図っていく上での指針を踏まえ、各市町がアナログ規制の横断的な見直しを進めていく中で行われた改正です。

4 ページをお開きください。

第11条の第2項、指定居宅介護支援事業者の利用料の受領について、利用料のほか、交通費の支払いを利用者から受けることができることが追記されました。

5 ページをお開きください。

第22条第3項に、指定居宅介護支援事業者の掲示について、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないと追記されました。

6 ページをお開きください。

第31条に、記録の整備、地域介護予防支援の具体的取扱方針としまして、第1条の9ページで説明いたしましたように、(2)の2、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

(2)の3、理由等を記録しなければならないが、追記されました。

8 ページをお開きください。

第31条第16号中の利用者の居宅への訪問頻度について、利用者の居宅を訪問しを削る改正が行われ、三月ごとの期間について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を利用して面接することができるとされました。詳細はお目通しください。

最後に、第4条、鬼北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

1 ページをお開きください。

指定居宅介護支援事業者の従業員の員数について、第3条第2項中、利用者の数が35を、利用者の数が44に改められ、これはケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直しが行われました。詳細はお目通しください。

3ページをお開きください。

指定居宅介護支援事業者の内容及び手続の説明及び同意について、第5条中第2項中、利用者申込と利用者と利用者の使い分けを、今回利用者に改められました。また、利用者への説明に係る事務負担が重いといった声があるほか、説明を受けたことで一部の利用者は、割合の多い事業者を選んでしまい、かえって特定の事業所へ選択することを助長してしまうこともあることから、当該義務づけを努力義務に変更する改正が行われています。

4ページをお開きください。

第5条第5項第2号中、各市町がアナログ規制の横断的な見直しを進めていく中で行われた改正です。

また、第14条第2項の次に身体的拘束等のことが追記されました。

第14条第12号中に、モニタリングをこれまでと同様に1か月に1回、利用者の居宅を訪問して行うことを原則としつつも、要件を満たした場合は、少なくとも2か月に1回、利用者の居宅を訪問して面接する場合には、利用者の居宅を訪問しない月は、テレビ電話装置等を利用したモニタリングを行うことを可能とする改正が行われています。

新旧対照表での説明は以上であります。

以上で鬼北町条例第13号、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから承認第5号、町長の専決処分(鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第10、議案第34号、鬼北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第10、議案第34号、鬼北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長(水野博光君)

それでは、議案第34号、鬼北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書39ページをご覧ください。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

別途配付しております新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表 1 ページをご覧ください。

第 2 条、こちらは用語の意義について定義するものでありますが、ここへ第 5 号、特定個人番号利用事務と、第 6 号、利用特定個人情報の 2 号を加えるものであります。

続きまして、第 4 条の第 1 項及び第 3 項の下線部分、「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を、それぞれ「特定個人番号利用事務」に改正し、第 3 項中、下線部分「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改めます。

2 ページに移りまして、下線部分「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めるものであります。

これらは法律の一部改正により、番号利用法別表第 2 が廃止されたことにより、改正を行うものであります。

議案書 39 ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第 34 号、鬼北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第35号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第35号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第15号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書41ページをお開きください。

この条例の一部改正は、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の保育士、保育従事者の配置基準については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める基準に従い、市町村の条例で定めることとなっているため、所要の改正を行うものであり、主な改正点について御説明をさせていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すよう改正するものであります。

1ページをご覧ください。

第29条第2項は、小規模保育事業所A型における保育士の配置基準について、満3歳児に係る保育士、保育従事者の配置基準を20人に1人から15人に1人へ。満4歳以上の児童については、30人に1人から25人に1人へ改善するものです。

第31条第2項は、小規模保育事業所B型を行う事業所に対する規定で、保育士、保育従事者の配置基準を同様に改正するものです。

2ページに移りまして、第44条第2項は、保育所型事業所内保育事業所、第47

条第2項は、小規模型事業所内保育事業所における規定であり、それぞれ保育士、保育従事者の配置基準を同様に改正するものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書41ページをお開きください。

附則について説明いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町条例第15号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

この条例改正によって、現在の保育所の人員が増えるということになるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

今回の改正の対象となっている保育所におきましては、鬼北町内にはございませんので、この条例によって改正するというのはございませんが、もともと町内の保育所につきましては、こういった基準を既に見直された基準のそれを満たす職員数を既にもう配置されております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第36号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第36号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援等の運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第16号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書43ページをお開きください。

この条例の一部改正は、改正される内閣府令では、特定教育・保育施設及び特定地

域型保育事業の運営に関する基準を定める際の参酌基準となっている規定について改正が行われているため、これを受け、条例の一部改正を行うものです。

改正の内容につきましては、別途お配りをしております新旧対照表により御説明いたします。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正をするものです。

改正内容につきましては、1ページから3ページの第5条第2項は、内容及び手続の説明及び同意に関する規定ですが、新設する5ページ以降の第53条第2項から第5項の内容が、本条第2項から第6項の内容を包括したものになっていることから、第53条の新設に伴い、本条第2項から第6項を削除するものです。

3ページの第23条は、掲示等に関する規定で、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする規定の整備であります。

続きまして、4ページの第38条は、内容及び手続の説明及び同意に関する規定ですが、第53条の新設に伴い、第2項を削除するものです。

続きまして、5ページの第53条は、電磁的記録等に関する規定ですが、磁気ディスク及びシーディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定における磁気ディスク、シーディー・ロム、その他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものについて、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図る規定の整備であります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書44ページをお開きください。

附則について説明いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第36号、鬼北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第37号、工事請負契約(鬼北町立認定こども園ゆずっこ改築工事(建築工事))の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第13、議案第37号、工事請負契約(鬼北町立認定こども園ゆずっこ改築工事(建築工事))の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した鬼北町立認定こども園ゆずっこ改築工事(建築工事)について請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的 鬼北町立認定こども園ゆずっこ改築工事(建築工事)

2、契約の方法 一般競争入札。

3、契約の金額 2億7,610万円。

4、契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地の1。愛媛・スギモト特定建設工事共同企業体。代表者、愛媛建設株式会社代表取締役、坂本信哉であります。

詳細については、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願

い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第37号、工事請負契約（鬼北町立認定こども園ゆずっこ改築工事（建築工事））の締結について御説明いたします。

本契約は、鬼北町立認定こども園ゆずっこ建築工事に係るものであります。工事場所は、鬼北町大字延川となります。

鉄骨造平家建て、延べ床面積494.19平方メートルを整備するものであります。

なお、工事概要につきましては、本日お手元に配付しております資料のほうをご覧ください。

入札参加資格要件といたしましては、2社による特定建設工事共同企業体とし、代表構成員の要件は、建設業法第3条に基づく建築工事業の許可を受け、県内に本店を有し、格付がA等級のもの。構成員の要件は、建築工事業の許可を受け、鬼北町内に本店、支店、または営業所を有し、建設業法に規定する経営事項審査を受けているものであることといたしました。

その結果、1企業体の応札があり、予定価格と調査基準価格の範囲内で応札した当該企業体を落札者に決定し、6月3日付で同企業体と仮契約を締結したものであります。

なお、落札率は99.99%となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号、工事請負契約（鬼北町立認定こども園ゆずっこ改築工事

(建築工事)) の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第38号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、議案第38号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町消防団が使用する消防ポンプ積載車を配備するため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、財産の種類 消防ポンプ積載車。第4分団第5部、川上へ配備するものであります。

2、備品内訳 別紙のとおりでございます。

3、取得金額 652万3,000円。

4、契約の方法 指名競争入札。

5、契約の相手方 愛媛県松山市余戸中6丁目、9番52号。小川ポンプ工業株式会社愛媛支社。支社長、眞鍋治夫であります。

なお、詳細につきましては、議案書47、48ページ及び事前にお配りしております仕様書をご覧ください。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(程内 覺君)

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第38号、財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第39号、町営土地改良事業(かんがい排水・興野々地区)の施行についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第15、議案第39号、町営土地改良事業の施行について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町営土地改良事業として、興野々水門据付工事を施行するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

事業内容の詳細につきましては、農林課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○農林課長(奥藤幸利君)

議案書49ページをお開きください。

議案第39号、町営土地改良事業(かんがい排水・興野々地区)の施行について御説明いたします。

この事業は、愛媛県の補助を受け、興野々水門を更新するために施行するものであります。

議案書を読み上げて説明いたします。

町営土地改良事業(かんがい排水・興野々地区)の興野々水門据付工事を次のとおり施行する。

1、事業名 愛媛県単独土地改良事業。

2、施行年度 令和6年度。

- 3、施行場所 鬼北町大字上川。
- 4、事業実施地区 興野々地区。
- 5、受益面積 27.4ヘクタール。
- 6、工事概要 水門更新N=1基であります。

次に、事前に配付しております、議案第39号、町営土地改良事業（かんがい排水・興野々地区）の説明資料をご覧ください。

説明資料①は、施行位置図となります。受益地は興野々ですが、水門の施行位置は上川地区になります。

次に、説明資料②をご覧ください。

説明資料②は、水門の構造図となります。型式はスライドゲートで、水路断面の高さは1.1メートルで、幅が1.5メートルとなります。

次に、説明資料③をご覧ください。

説明資料③の左側は、受益図面で、受益面積は27.4ヘクタールです。青色の部分は農振・農用地の水田。黄色の部分は農振・農用地以外の畑です。

右側の写真は、水門の現況写真で、コンクリート部分にひびが入って欠損している箇所もあり、正常に上げ下ろしできない状況となっております。

この興野々地区は、昭和53年頃に、県営圃場整備事業で区画整理を行った地区で、農地は水稻を中心に耕作されており、更新する水門は老朽化が著しく、安定的に用水を確保することが困難な状況にあることから、改修を行い、受益地内の農地の効率的な利用と営農の持続発展を図るために行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号、町営土地改良事業（かんがい排水・興野々地区）の施行についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第40号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第16、議案第40号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、多世代交流施設整備に係る経費、定額減税調整給付金に係る経費のほか、予防接種に係る経費、井谷家住宅保存整備に係る経費等を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う国庫支出金、町債のほか、前年度繰越金等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ3億1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億5,700万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第40号、一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

なお、本日、補足資料といたしまして、A4の1枚物をお配りしております。こちらへ予算の内容等を載せておりますので、併せてご覧ください。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書12ページをご覧ください。

2款、1項、5目、財産管理費、12節、解体設計委託料220万円につきましては、仮庁舎の建物解体に係る設計委託料を計上しております。

2款、1項、12目、コミュニティ施設費、18節、コミュニティ施設整備事業費

補助金200万円は、奈良中組の自主防災会の防災備品の整備に対する補助金で、自治総合センターの100%助成によるものであります。

2款、1項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業費、14節、多世代交流施設整備工事請負費1,155万円は、多世代交流施設整備に係る既存建物の解体に係る経費を計上しております。

2款、1項、16目、諸費、18節、定額減税調整交付金7,790万円は、定額減税の対象者で、定額減税前の税額が定額減税可能額に満たない方に対し、その差額を給付するものであります。

13ページをご覧ください。

3款、1項、1目、社会福祉総務費、14節、物価高騰対応重点支給給付金2,650万円は、令和6年度に新たに住民税が非課税になった世帯、均等割のみ課税となった世帯及びその世帯における子育て世帯（18歳以下の子どもを扶養している世帯）に対する給付金であります。

次に、4款、1項、3目、予防費、12節、予防接種委託料2,490万7,000円は、主に65歳以上の方を対象とした新型コロナワクチン定期接種に係る委託料を計上しております。同目、18節、予防接種健康被害給付金4,482万7,000円は、新型コロナワクチン接種副反応による健康被害が認定された方への給付金を計上しております。

続いて、5款、1項、3目、農業振興費、18節、農業共同利用施設整備事業費補助金847万3,000円は、JAの鬼北ライスセンターの改修に係る助成金を計上しております。

予算書14ページをお開きください。

6款、1項、3目、観光費、12節、観光PR推進業務委託料453万3,000円は、観光パンフレット作成等に係る経費を計上しております。

7款、2項、4目、橋りょう新設改良費、14節、橋りょう新設工事請負費1,500万円は、弓滝橋歩道橋新設工事に係る経費を計上しております。

15ページをご覧ください。

9款、4項、2目、公民館総務費、14節、公民館施設整備工事請負費539万円は、愛治公民館屋上防水工事に係る経費を計上しております。

9款、4項、4目、文化費、12節、設計委託料2,059万3,000円は、等妙寺旧境内のり面工及び井谷家住宅保存整備に係る設計委託料を計上しております。

続いて、16ページをご覧ください。

10款、1項、1目、農地農業用施設災害復旧費、18節、農地農業用施設等災害復旧費補助金468万円は、4月17日の地震により申請件数の増加が見込まれることから、増額するものであります。

次に、歳入予算の主なものについて説明いたしますので、9ページをお開きください。

1款、2項、1目、町民税、1節、個人の所得割3,134万2,000円の減額は、定額減税による所得割の減収分になります。

9款、1項、1目、地方特例交付金の1節、地方特例交付金3,134万2,000円は、定額減税による所得割の減収分を補てんする交付金を計上しております。

14款、1項、2目、衛生費国庫補助金、1節、予防費国庫補助金、1節の予防接種健康被害給付事業費国庫負担金4,490万3,000円は、コロナワクチン副反応による被害認定による給付金に対し交付されるものであります。

次に、14款、2項、1目、総務費国庫補助金、6節の物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金1億816万2,000円は、歳出の先ほど2款、1項、16目、諸費の定額減税調整給付金事業及び3款、1項、1目、社会福祉総務費の物価高騰対応重点支援助給付金事業に対して交付されるものであります。

14款、2項、6目、教育費国庫補助金、3節の登録有形文化財建造物保存修理事業費国庫補助金1,290万6,000円は、歳出の9款、4項、4目、文化費の井谷家住宅保存整備に係る設計委託料に対する補助金を計上しております。

予算書10ページをお開きください。

19款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越金6,227万1,000円を計上しております。

20款、5項、1目、雑入、40節の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金1,776万2,000円は、歳出予防費の予防接種委託料に対して交付される助成金を計上しております。

21款、1項、1目、総務債、8節、近永駅周辺賑わい創出事業債（過疎）1,250万円は、多世代交流施設整備に係る町債を計上しております。

21款、1項、4目、農林水産業債、1節、農業共同利用施設整備事業債（過疎）840万円は、JAの鬼北ライスセンター整備助成に係る町債を計上しております。

21款、1項、6目、土木債の4節、橋りょう新設改良事業債（過疎）1,500万円は、弓滝橋歩道橋整備事業に係る町債を計上しております。

続いて、第2表、債務負担行為について御説明いたしますので、予算書5ページを

ご覧ください。

まず、追加、3点ありますけれども、7番の第三次長期総合計画策定支援業務につきましては、第三期の長期総合計画を令和6年から7年度の2か年かけて策定するため、7年度分について債務負担行為を計上するものであります。債務負担行為の期間は、令和7年度で、限度額は1,034万円としております。

8番の観光PR推進業務につきましては、観光パンフレットにつきましては、令和6年、7年の2か年度をかけた策定するため、債務負担行為を計上しております。債務負担行為の期間は、令和7年度で、限度額は310万円としております。

9番、都市計画マスタープラン策定業務につきましては、都市計画マスタープランを令和6年、7年、2か年かけて策定するため、債務負担行為を計上するものであります。債務負担行為の期間は、令和7年度で、限度額は555万5,000円としております。

次に、変更の3番、重点加速化事業、令和6年度分は、当初予算で計上していましたが、指定避難所になる公民館に導入する蓄電池設備のリース料となるわけですが、停電時における電気の供給方法を変更するため、限度額を2,123万6,000円に変更するものであります。

次に、予算書6ページをお開きください。

第3表、地方債補正につきましては、先ほど歳入の21款、町債で御説明いたしました、町債について、目的ごとに並べ替えた表となります。それぞれの起債の限度額を補正するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じとなっております。

最後に、給与費明細書について御説明いたしますので、17ページをご覧ください。

1番、特別職について御説明いたします。

表の一番下、比較の欄、その他の特別職14名、報酬16万8,000円の増につきましては、歳出の2款、1項、6目にありました長期総合計画に関する策定委員会の委員の増によるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

21款、1項、町債の分で、4節、橋りょう新設改良事業債1,500万円で、これなんです、一般会計補正予算で5年度の第6号で出てた分と同じじゃないかなと思うんですが、あのときは補助金がカットになったから、1,500万の町債を借りますというふうに書かれてあったように思うんですが、記憶違いかどうか、ちょっとそこを確認なんですけれどもお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

今ほどの御質問ですが、令和5年3月に打切り精算しました、弓滝橋の上部工事1,500万打切り精算して減にしていますので、その分の再計上をしております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

その補助金が出なくなった理由を知りたいんですが。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

今ほどの御質問ですが、補助金が出なくなった理由なんです、年度の繰越しができないという状況でありましたので、打切り精算をして、年度内に納めて工事を終了したということになっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

分かりました。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○9番（福原良夫君）

9ページの14款、1項、2目の18節ですかね。コロナのワクチンで副作用で死

亡されたという項目が載っておりますけども、これは名前等々まではできませんでしょうけど、何歳の方が、どういう具合で亡くなられたか分かりますか。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

今ほどの予防接種健康被害について御説明したいと思います。

鬼北町では、今回5名の方が申請をされております。そのうち1人の方がお亡くなりになりましたので、今回認定が下りまして、救済制度を行っております。この方は、70代女性の方です。

内容はどのようなという。診察記録を私も全部整理したんですが、本当に元気な方が予防接種を受けられて、刻々と状況が悪くなってお亡くなりになったんですけど、詳しいことはやっぱり、どこまで、そうですね、もうそれぐらいしか言えませんが、コロナワクチン、どのワクチンでもそうなんですが、予防接種で亡くなった場合は、死亡一時金として4,420万で、葬祭費が21万2,000円、それに医療費とか、医療手当が出ますので、合計4,482万7,000円が支給されております。

以上です。

○9番（福原良夫君）

5人の方が認定されておるということですが、そのうちの1人で、あと4人の人は認定を受けない。認定を受けるのは、なかなか難しいという話も聞いてますけども、どうなんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほどの御説明とは違う御認識ですので、再度、保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

今回の補正予算は、令和6年度に認定された1名分と、令和5年度の最後に認定された人が、補助金請求ができるのが決まっております、5年度に請求できなかった分の1人、2人分を今回歳入のほうでは計上し、歳出のほうでは、令和6年度の方の1名分を計上しております。

○町長（兵頭誠亀君）

鬼北町から5名を申請し、認定を受けたのが3名であります。その3名分の分を今回予算計上したということでございまして、残り2名については、認定に至ってないという状況でございます。

以上です。

すみません。失礼しました。

5名申請をして、4名認定をされておるといことだそうです。

○9番（福原良夫君）

4人認定されておるといことは、4人分がこの4,000万といことなんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

4名中、3名は去年認定を受けて、1名分が今回の予算に入っています。もう1名は再申請中です。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。令和5年度、令和6年度につきまして、副町長のほうから再度答弁させていただきます。

○副町長（井上建司君）

今ほどのあれですけども、5名のうち4名が認定を受けて、3名の方が5年度に認定をされたといことで、予算を組めればよかつたんですけども、間に合わなかつたといことあつて、予備費で対応させていただいております。

その方は、死亡とか、そういったことじゃなくて、普通に症状が出てきて認定を受けたと。今回は1名分を認定を受けたので、亡くなられた方を予算化したといことであります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○9番（福原良夫君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○6番（赤松俊二君）

1点だけ、15ページの9款、4項、4目、文化費の中の12節、設計委託料2,593万、これについては井谷家の設計が入つてるといんですけども、この井谷家については、これまでもいろんな詳細、状況については質問があり、その答弁をいただいていたんですけど、再度、今の現状、そしてまた今後の方向性、どういふふうによ

られるのか再度お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（佐々木健次君）

先ほどの質問に対する御回答をさせていただきます。

井谷家住宅の修繕、保存、改修につきましては、今年度予算を上げさせていただいておりますとおり、保存、改修に向けた実施設計を行わせていただきまして、その後ですね。令和7年度から令和10年度にかけて、現時点での予定ではございますが、この7年度から10年度の間には改修工事を実施して、その後、公開活用を行う予定といたしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

その中で、今の方向性について説明がありましたが、この井谷家については、課長も御存じのように、井谷家の裏山ですよ。裏については、有志の方がいろいろと古木の伐採なり、歩道の整備、そしてまた管理をされておるんですが、私も何回か整備、そういうところに立ち合って、見には行ったんですけど、このまま放っておくと、やっぱ大木等が倒れたりして、今せっかく直した後でも、何かその後の障害が発生する、そういったことも考えられるんですが、今度、今回こういう整備をされる中において、そういったことの整備、一緒にそういった管理、修繕方向、そこら辺を一緒に考えることはできないのか、整備をされることはできないのか、その点をお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（佐々木健次君）

井谷家住宅の裏山の件に関してなんですけれども、また裏山の件も含めまして、また保存整備の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

はい、了承です。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

12ページの2款、1項、6目の企画費の1節、8節、12節、長期総合計画策定の関係なんですが、説明資料で、令和6年度第二次進捗状況確認、アンケート調査実施分析、町民ワークショップの実施とあります。

それで、7年度には、債務負担行為を起こす予定になっておりますが、7年度は基本計画作成、パブリックコメント実施、印刷製本となっております。

それで、この12節の委託料の676万3,000円なんですが、委託料の内訳、業務の内訳、それと、この第三次の長期総合計画策定の大まかなスケジュール、それと、町民ワークショップを実施していくと今なっているわけなんですが、前回のときに、町なかの賑わいの中のまちづくりワークショップの中で行われたことが、後期計画のワークショップということになっております。

今回の町民ワークショップについては、素案をつくる段階でのアンケート調査、そういうものを実施した上で、大まかなたたき台ができた段階で町民の方に意見を伺うというようなワークショップにされたらどうかと思ひまして、町長の考え方を伺います。

それと、もう1点、同じ12ページで、2款、1項、12目のコミュニティ施設の関係の18節、コミュニティ施設整備事業費補助金、この説明資料で防災資機材整備に対する補助金ということで200万円、この内容。

それと順次、自主防災会100%設置されているわけなんですが、中組のほうから申請があったので、採用というか、中組のほうにということになっているのか、その辺りについて説明をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

2款、1項、6目につきましては企画振興課長が、2款、1項、12目の部分につきましては危機管理課長が答弁をいたします。失礼しました。両方とも、企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、1点目の2款、1項、6目、企画費における長期総合計画の関係で3点ほど御質問をいただいたと思います。

その中の1点目、委託の内訳でございますが、今年度につきましては、基礎調査を重点的に行うこととしておりますので、調査内容の設計及び取りまとめ、また内容を

取りまとめた後の調査分析、また今ほど御質問がございましたが、ワークショップの実施等予定をしております。ワークショップ等につきましては、6年度だけではなくて、7年度等においてもやれば実施をしていきたいと考えております。また、ワークショップを通じて課題分析等も行っていきたいと、そういったことで予定をしているところです。

2点目のスケジュールということでございますが、予算のほうを御承認をいただきましたら、公募型のプロポーザルを実施させていただいて、業者を選定をした中で、今後のスケジュール等を検討していくというふうに予定しているところであり、今年度の予定といたしましては、先ほど御説明をいたしました、基礎調査の実施と集計分析、来年度におきましては、第三次長期総合計画の策定ということでございますので、基本計画でなく、基本構想自体も新たに検討をしていかないといけない部分がありますので、7年度につきましては、そういった部分を軸に実施をしていきたいと考えているところでございます。

3点目、ワークショップにつきまして、ある程度課題を整理された上で、ワークショップを行ったほうがいいのかというような御提言をいただきました。一応現在予定している部分につきましては、まだワークショップも行いながら、それぞれ御参加をいただいた方の思われている課題等についてを分析をするのと、7年度実施をすることができましたら、アンケート調査の基礎調査の内容を踏まえた中で、その内容について議論ができるワークショップ等も行えればよいのではないかと考えているところでございます。

次に、2款、1項、12目、18節のコミュニティ施設整備事業費補助金200万円につきまして、内訳、内容等、御質問をいただいたと思います。内容につきましては、自主防災会から御申請をいただいている内容になるんですが、防災備品を収納をいたします物置、また、エンジンカッターとか、二つ折り担架とか、発電機、LEDのフラットライトなど、物置を含めて17点の御申請をいただいております。合計200万ということで、こちらのほうを予算に計上しているところでございます。

2点目、助成金とさせていただく経緯等について御質問があったと認識をしておりますが、こちらにつきましては、昨年9月に、町から自治総合センターのほうに申請をさせていただきまして、そちらのほうに正式に決定ということになりましたので、今回補正予算において、歳入歳出ともに200万円を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

最初の長期総合計画策定の関係なんですが、長期総合計画の策定委員会委員報酬も今回計上されております。人数から見ると、2回分の計上だと思うんですが、この策定委員会では、どういう内容の委員会を予定しているのかについて追加で、追加といえますか。それと、町民ワークショップの関係、幅広い世代の方を対象に行っていたきたいなということがありますので、再度その辺について。

それと、防災の補助金については、他の自主防災会からの申請があれば、また、こういう形、コミュニティの申請が通れば予算化していくということになるのか、再度先ほど答弁なかったので、再度お願いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

1点目の御質問、委員会において、こういった内容等を予定されるのかというような御質問だと思いますが、今年度基礎調査を実施するに当たりまして、内容等、設問の設計等が固まった段階においてですね、設問の内容、また今後のスケジュール等について委員さん方にお諮りができればと考えております。

もう一回につきましては、ある程度、集計がまとまった段階でその報告、また次年度におけるスケジュール計画等について御報告ができればと考えているところでございます。

2点目、幅広く対象にやっていただきたいというような御助言でございますので、そういった形で幅広い住民の方を対象にやっていきたいと、検討をしていきたいと考えているところでございます。

3点目、他の防災会からの申請があった場合、常時予算化するのかという質問でございますが、実際にですね、今現在もお問合せを数件、相談をいただいているところでございます。問合せだけですので、今後、地域防災会の中で具体的に検討をされ、正式に申請に係る手続等を当課のほうに、また、来られるんじゃないかとは思っておりますので、その際には、改めてうちのほうから申請をさせていただいて、決定が下りましたら、予算のほうに計上しお諮りをさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

防災費の資機材整備の関係なんですけど、現在、自主防災組織に対しては、リヤカーとか、数点全組織に配布されていると思うんですけど、今後において、このコミュニティの施設整備事業費補助金に頼るといえるのか、これだけではなくて整備をしていくのかについて、最後に質問させていただきます。

○議長（程内 覺君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時20分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの自主防災組織の関係の備蓄等の資機材の購入についてですけれども、それぞれ自主防災組織のほうで独自で購入していただく分が、補助金として幾らかございます。それを超える部分、例えば今回出ております部分で、建物であるとか、備蓄資材を入れる場所、そういったものを確保する大きなものについては、コミュニティの補助を使わせていただく。

通常、備蓄等で必要な部分については、町のほうで構えております自主防災組織の補助金のほうで対応していただくというふうな方法を取っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

いいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○8番（芝 照雄君）

14ページ、7款、4項、1目の12節、委託料、これ両方、もう少しというのか、詳しく説明していただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

今ほどの御質問ですが、7款、3項の橋りょう点検業務の委託料であります。失礼しました。7款、4項、1目、立地適正化計画策定業務の委託料であります。まずは、都市計画マスタープランを作成いたしまして、人口や人の動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備など、将来の見通しや目標を明らかにするような計画、将来の町をどのようにしていくのかというようなことを具体的に定めるような計画が、都市計画マスタープランであります。

平成17年の合併から現在に至るまで、社会情勢が著しく変化いたしまして、人口減少、少子高齢化、公共施設の老朽化の進行や大規模自然災害の激甚化などいろいろありますもので、このマスタープランの作成が必要となってきております。

都市計画区域を有しております鬼北町としては、都市計画マスタープランを作成いたしまして、まちづくりの理念、都市計画の目標を、令和5年度に調査いたしました都市計画基礎調査及び町民アンケート等から抽出された問題を踏まえ、今後のまちづくりに生かしていくべく、都市計画マスタープランを作成するものであります。

それに併せまして、立地適正化計画であります。この計画につきましては、平成26年8月に、都市再生特別措置法の改正によりまして、制度化されました。市町が都市計画の観点から、移住機能や医療、福祉、商業等の都市機能の立地、公共施設の充実等に関する包括的なマスタープランでありまして、本計画の作成におきましては、医療、福祉、商業等の都市機能、その中心拠点や生活拠点、都市機能誘導区域や一定エリアに人口密度を維持しまして、生活サービスコミュニティを確保するような取組を推進する計画であります。

立地適正化計画は、都市計画区域がある市町におきまして作成することができます。県内では、都市計画区域のある17市町のうちで、9市1町が現在のところ、作成されている状況であります。

作成することによりまして、まちづくりに要します事業費の約50%程度の補助を受けることが可能となります。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

大体内容は分かったんですけど、立地適正化計画策定業務なんですけど、今聞きよったら、過疎地域を捨てるような政策の方向の計画を立てるように聞こえたんですけど、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。反問権をお願いします。

○議長（程内 覺君）

反問権を。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。過疎地域になるという、過疎地域のその質問の意味が分からんから、もう一回お願いします。分かりやすいように。

○8番（芝 照雄君）

端的に言えば、人口密集地を優先的にするには、どのような政策をしたらいいのかという事業なのかというのを聞きたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

都市計画区域は、御承知のとおり、鬼北町内では、近永エリアが主になっております。今回、県のほうからこのプランについて鬼北町はどうかということを担当課長がわざわざお越しいただきまして、内容の説明に来ていただきました。

その中で、今回の法の整備に基づいて、このプランというものを立てた場合に、どのようなメリットというものがあるかということで、今ほど言われました、近永の町なかについて、うちはいろんな都市計画区域の中の市街化区域とか、市街化調整区域というのは、未整備でありますので、そこらの規定、メリット・デメリットはないわけではありますが、ただ、都市計画区域の中で、このプランを立てた場合には、そのプランの中の事業に対して、そのプランに基づいて補助事業というものが採択されますよと。

逆に、このプランがない場合には、採択はできないというようなものが1点、もう1点は、今ほども言われました、近永だけではなしですね。そのエリア以外に、例えば日吉とか、日吉の下鍵山とかいうふうな、それにつながるような周辺地域の集中地域、そこら辺りのエリアの整備というものも可能になると、可能性がりますよというふうなものがありましたので、これは鬼北のエリアの中のスタイルに合うなということで、私のほうも賛成をしたところであります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

芝議員、了承ですか。

○8番（芝 照雄君）

はい。

○2番（兵頭 稔君）

10ページの20款、5項、1目、40節、これ、コロナのワクチンの補助金ということで、1,776万2,000円頂いておるんですが、1人8,300円ということで、鬼北町の人口に掛けますと、こんな金額じゃないんですが、大体何でこの1,720万になったのかと、それと、13ページの衛生費、4款、1項、3目の12節、委託料2,490万7,000円、これには国からの補助金が1,700万で、一般財源700万ということで、この一般財源の700万は、医療機関への委託料と解釈してよろしいかと。

それと、もう一つ、同じ13ページの3款、1項、18節、補助金2億6,500万円、これ、いつ支給されるか教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

前段の分は保健介護課長が、最後の2,600万の給付金の分については、町民生活課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（谷口美穂君）

まず、新型コロナワクチンの接種について御説明いたします。

今年の秋から、65歳以上の方は、主に定期接種になります新型コロナワクチン接種なんですけど、当初ワクチン代が自己負担が3,000円で、町が持ち出すのが3,260円と提示されておりましたが、その後、実際のところになると、変更されて、金額8,300円差額が出ました。その8,300円分を10ページの20款、5項、1目の40節で1,776万2,000円を計上しております。この分が国から補助をされます。ただし、今年度限りということも言われておりますが、その分の差額の分です。

4款、1項、3目の予防接種の委託料の分なんですけど、ここは65歳以上の方、インフルエンザは65%接種率なので、今回新型コロナワクチンに関しては、半分の50%の方が接種する見込みで予算計上しております。ですので、コロナワクチンを打つのに、1人、1万5,300円の委託料が必要で、そこで自己負担3,000円になっておりますので、残り差し引いた額の2,100人分と、生活保護の方の分の委託料を予算計上しております。700万は、それに当たるかと言われたんですけど、すみません。700万はどこか700万か、もう一度教えてください。

○2番（兵頭 稔君）

すみません。1,776万2,000円のオーバー分が2,497万円の差額が700何万ということなんで、その差額の700何万が、要するに医療機関へ支払う委託

料かなと思うんです。

○町長（兵頭誠亀君）

議員が言われた前段は合っているんですけども、最後のところがですね。あくまでも一般会計から支出するのは、お支払いする分は全額お支払いをし、入ってくる分は入ってくる分で、国から頂くというだけの話でありまして、残った分が一般財源という把握で結構でございます。よろしく。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、物価高騰対応重点支援給付金についてお答えいたします。

本日の予算を承認いただきましたら、システム改修、それから要綱の制定などに取りかかりまして、7月の中旬に確認書を対象者の方に送付する予定としております。

確認書をこちらのほうに返送していただいた後に、7月の下旬頃から支給開始となる見込みでおります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了解ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

これで質疑を終わりたいと思います。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）についてを

採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣することにしたいと思いをします。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後、変更を要するときは、その取扱を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱については、議長に一任することに決定しました。

日程第18、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題としたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第18、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しました写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長から所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、並びに議長の諮問に関する事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続を行うものです。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり許可することに決定をしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和6年第2回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました、一般会計補正予算ほか10案件につきまして、それぞれ慎重に御審議いただき、原案のとおり議決・同意いただき、誠にありがとうございました。

今回の定例会において、議決いただきました契約、予算等につきまして、事務事業を適切かつ慎重に、そして最大の効果が見込めるよう進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今後とも引き続き御指導と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

平年より4日遅く梅雨に入りました。本日も31度を超えております。季節の変わ

り目につき、くれぐれも御自愛ください。

これをもちまして、令和6年度第2回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

（午後 2時41分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 6 番）

鬼北町議会議員（ 7 番）